

このウズベキスタン共和国経済訴訟法典和訳（仮訳）は、国際協力機構（JICA）の様々な研修等でコーディネータ及び通訳等で御活躍されている香取潤氏にロシア語から日本語に翻訳していただき、「ICD NEWS第15号（2004年5月号）」に掲載いたしましたものを、2006年7月20日現在のウズベキスタン共和国経済訴訟法典の内容に基づいて、同雑掲載後に改正された部分につき、香取氏による和訳内容を国際協力部において更新したものです。この場をお借りして、改めて香取氏の御協力に深く感謝し、厚く御礼申し上げます。

ウズベキスタン共和国経済訴訟法典(仮訳)
(1998年1月1日施行・最終改正2006年7月20日)

(目次)

第1編 総則

第1章 基本規定

- 第1条 経済裁判所への訴えの権利
- 第2条 経済裁判所による裁判の実施
- 第3条 経済裁判所における訴訟手続の課題
- 第4条 経済裁判所における訴訟手続の法制
- 第5条 経済裁判所裁判官の独立
- 第6条 経済裁判所における事件の手続開始
- 第7条 法律及び裁判の前での平等
- 第8条 事件審理の公開性
- 第9条 当事者主義と当事者の権利平等
- 第10条 訴訟手続が行われる言語
- 第11条 裁判審理の直接性
- 第12条 立法に基づく紛争解決
- 第13条 外国法の適用
- 第14条 裁判所決定の強制力

第2章 経済裁判所の構成 忌避

- 第15条 経済裁判所の構成
- 第16条 経済裁判所による問題解決手続
- 第17条 裁判官の除斥
- 第18条 検察官、鑑定人、裁判所書記官及び通訳者の除斥
- 第19条 裁判官が再び審理に参加することの禁止
- 第20条 回避
- 第21条 忌避の解決手続
- 第22条 忌避が認められた場合の結果

第3章 管轄と裁判権

- 第23条 事物管轄
- 第24条 経済裁判所で解決される紛争
- 第25条 仲裁裁判所による解決のための紛争の移送
- 第26条 事件の裁判権
- 第27条 被告の所在地による訴えの提起
- 第28条 原告の選択による裁判権

第29条 法的意義を有する事実の究明に関する事件の裁判権

第30条 破産に関する事件の裁判権

第31条 例外的な裁判権

第32条 合意に基づく裁判権

第33条 一つの経済裁判所から他の経済裁判所への事件の移送

第4章 事件参加者又は他の経済訴訟手続参加者

- 第34条 事件参加者
- 第35条 事件参加者の権利と義務
- 第36条 当事者
- 第37条 複数の原告や被告の事件への参加
- 第38条 不適当事者の交代
- 第39条 訴訟上の権利承継
- 第40条 訴えの根拠又は対象の変更、訴訟請求の規模の変更、訴えの放棄、訴えの認諾及び和解
- 第41条 紛争の対象に独立の請求を申し立てる第三者
- 第42条 紛争の対象に独立の請求を申し立てない第三者
- 第43条 検察官の事件への参加
- 第44条 国家機関及び他の機関の事件への参加
- 第45条 経済訴訟手続の他の参加者
- 第46条 証人
- 第47条 鑑定人
- 第48条 通訳者

第5章 経済裁判所における代理

- 第49条 代理人を通じた事務
- 第50条 経済裁判において代理人となることができる者
- 第51条 代理人権限の手続
- 第52条 代理人権限
- 第53条 経済裁判において代理人となることができない者

第6章 証拠

- 第54条 証拠の概念及びその種類
- 第55条 立証義務

- 第 56 条 証拠の提出及び請求
- 第 57 条 その所在地における証拠の検証及び調査
- 第 58 条 証拠の関連性
- 第 59 条 証拠能力
- 第 60 条 立証免除事由
- 第 61 条 証拠の評価
- 第 62 条 証拠書類
- 第 63 条 書類原本の返却
- 第 64 条 証拠物
- 第 65 条 証拠物の保管
- 第 66 条 証拠物の返却
- 第 67 条 鑑定依頼
- 第 68 条 鑑定の実施手続
- 第 69 条 鑑定人の鑑定書
- 第 70 条 証人の証言
- 第 71 条 事件参加者の説明
- 第 72 条 証拠保全
- 第 73 条 証拠保全手続
- 第 74 条 訴訟手続の嘱託
- 第 75 条 訴訟手続の嘱託履行方法

第7章 保全処分

- 第 76 条 保全処分の根拠
- 第 77 条 保全処分の措置
- 第 78 条 保全処分の種類の変更
- 第 79 条 保全処分についての決定の執行
- 第 80 条 保全処分の取消し
- 第 81 条 保全処分により被告にもたらされた損害の補償

第8章 事件に関する手続の停止

- 第 82 条 経済裁判所が事件に関する手続を停止する義務
- 第 83 条 経済裁判所が事件に関する手続を停止する権利
- 第 84 条 事件に関する手続の再開
- 第 85 条 事件に関する手続の停止と再開の手続

第9章 事件に関する手続の打切り

- 第 86 条 事件に関する手続を打ち切る事由
- 第 87 条 事件に関する手続を打ち切る方法と結果

第10章 審理なしの訴えの放置

- 第 88 条 審理なしに訴えを放置する事由
- 第 89 条 審理なしに訴えを放置する方法と結果

第11章 訴訟費用

- 第 90 条 訴訟費用の構成
- 第 91 条 国の手数料
- 第 92 条 訴訟額

- 第 93 条 国の手数料の返還
- 第 94 条 鑑定人、証人及び通訳者に支払われる金銭の支払
- 第 95 条 訴訟費用の分担

第12章 訴訟期間

- 第 96 条 訴訟期間の設定及び算定
- 第 97 条 訴訟期間の終了
- 第 98 条 訴訟期間の停止
- 第 99 条 訴訟期間の回復及び延長

第13章 訴訟罰則金

- 第 100 条 罰則金の賦課
- 第 101 条 罰則金の賦課の検討手続

第2編 経済裁判所第一審の訴訟手続

第14章 裁判所命令

- 第 102 条 裁判所命令に基づく債務の徴収
- 第 103 条 裁判所命令が発せられる要件
- 第 104 条 申請書の形式及び内容
- 第 105 条 裁判所命令発行に関する申請書の複写の債務者への手交
- 第 106 条 国の手数料
- 第 107 条 申請書受理を拒否する根拠
- 第 108 条 申請書に対する意見書
- 第 109 条 裁判所命令発行の手続及びその拒否の根拠
- 第 110 条 裁判所命令の内容
- 第 111 条 裁判所命令の破棄

第15章 訴えの提起

- 第 112 条 訴状の形式及び内容
- 第 113 条 訴状の複写及びその添付文書の送付
- 第 114 条 訴状に添付される文書
- 第 115 条 複数の訴訟請求の併合及び分離
- 第 116 条 訴状の受理
- 第 117 条 訴状受理の拒否
- 第 118 条 訴状の返却
- 第 119 条 訴状に対する意見書
- 第 120 条 反訴の提起
- 第 121 条 事件係属中の住所変更

第16章 法廷審理に向けた事件準備

- 第 122 条 法廷審理に向けた事件準備に関する裁判官の行為
- 第 123 条 法廷審理に向けた事件準備についての決定
- 第 124 条 通知と召喚

第17章 法廷審理

- 第 125 条 事件審理の期間

- 第 126 条 経済裁判所の法廷
- 第 127 条 経済裁判所の法廷における秩序
- 第 128 条 証拠調べ及び審理の連続性
- 第 129 条 事件参加者の申請及び請願の経済裁判所による解決
- 第 130 条 訴状に対する意見書若しくは補足的証拠が提出されなかった場合又は事件参加者の参加がない場合の紛争の解決
- 第 131 条 事件審理の延期
- 第 132 条 当事者の和解
- 第 133 条 事件審理の終了
- 第 134 条 裁判記録

第18章 経済裁判所の判決

- 第 135 条 判決の採択
- 第 136 条 判決採択の際に解決される問題
- 第 137 条 判決の記述
- 第 138 条 判決の内容
- 第 139 条 金銭の徴収及び財産の引渡しに関する判決
- 第 140 条 執行文書又は他の文書の執行力を争う事件の判決
- 第 141 条 契約の締結又は変更に関する判決
- 第 142 条 一定の行為の実行を被告に義務付ける判決
- 第 143 条 国家機関及び自治体機関の法令の有効性を争う事件に関する判決
- 第 144 条 法的意義を有する事実の究明に関する経済裁判所の判決
- 第 145 条 判決の言渡し
- 第 146 条 判決の発効
- 第 147 条 判決執行の保障
- 第 148 条 事件参加者への判決の送付
- 第 149 条 補充判決
- 第 150 条 判決の解説 誤記, 誤植及び計算間違いの訂正

第19章 経済裁判所の決定

- 第 151 条 決定及びその内容
- 第 152 条 特別決定
- 第 153 条 決定の送付

第20章 個々の種類の事件に関する手続の特質

- 第 154 条 団体及び市民の破産に関する事件の審理
- 第 155 条 法的意義を有する事実の究明に関する事件の審理

第3編 第一審判決の再審手続

第21章 控訴審の手続

- 第 156 条 控訴権(異議権)
- 第 157 条 控訴申立て(異議申立て)を審理する経済裁判所
- 第 158 条 控訴(異議)提起の期間
- 第 159 条 控訴申立て(異議申立て)の内容
- 第 160 条 事件参加者に対する控訴申立て(異議申立て)の複写の送付
- 第 161 条 控訴申立て(異議申立て)に対する意見書
- 第 162 条 控訴申立て(異議申立て)の返却
- 第 163 条 控訴申立(異議申立)受理についての決定
- 第 164 条 控訴審における事件審理の手続
- 第 165 条 控訴申立ての放棄・異議申立ての撤回
- 第 166 条 控訴審における事件審理の範囲
- 第 167 条 控訴申立て(異議申立て)の審理期間
- 第 168 条 控訴審の権限
- 第 169 条 第一審判決の変更又は破棄の根拠
- 第 170 条 訴訟法規範の違反又は誤った適用
- 第 171 条 控訴審の判決
- 第 172 条 経済裁判所決定に対する控訴申立て(異議申立て)

第22章 破棄審における手続

- 第 173 条 破棄申立ての権利
- 第 174 条 破棄審において第一審判決の合法性を検証する経済裁判所
- 第 175 条 破棄申立て(異議申立て)の提起手続
- 第 176 条 破棄申立て(異議申立て)の提起期間
- 第 177 条 破棄申立て(異議申立て)の内容
- 第 178 条 破棄申立て(異議申立て)の複写の事件参加者への送付
- 第 179 条 破棄申立て(異議申立て)に対する意見書
- 第 180 条 破棄申立て(異議申立て)の返却
- 第 181 条 破棄申立て(異議申立て)受理についての決定
- 第 182 条 第一審判決, 控訴審判決の執行の停止
- 第 183 条 破棄審における事件審理の手続
- 第 184 条 破棄申立ての放棄・異議申立ての撤回
- 第 185 条 破棄申立て(異議申立て)の審理期間
- 第 186 条 破棄審における事件審理の範囲
- 第 187 条 破棄審の権限
- 第 188 条 第一審判決若しくは控訴審判決を変更又は破棄する根拠
- 第 189 条 破棄審の判決
- 第 190 条 破棄審の指示の拘束力
- 第 191 条 経済裁判所の決定に対する破棄申立て(異議申立て)

第23章 監督手続

- 第 192 条 経済裁判所の第一審判決及び控訴審判決の監督手続による再審
- 第 193 条 異議申立権者
- 第 194 条 第一審判決及び第二審以後の判決の執行の停止
- 第 195 条 異議申立てにより監督手続で事件を審理する経済裁判所
- 第 196 条 事件記録の取り寄せ
- 第 197 条 異議申立ての提起
- 第 198 条 異議申立ての審理手続
- 第 199 条 監督手続での事件の再審についてのウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会の権限
- 第 200 条 第一審判決若しくは第二審以後の判決を変更又は破棄する根拠
- 第 201 条 監督審判決の採択手続
- 第 202 条 監督手続で事件を審理した経済裁判所の指示の拘束力
- 第 203 条 経済裁判所の決定に対する異議申立て及び監督手続での再審

第24章 法的効力を発した経済裁判所の裁判所決定の新しく発見された状況に基づく再審

- 第 204 条 再審の根拠
- 第 205 条 申請書提出の手続と期間
- 第 206 条 法的効力を発した裁判所決定を新しく発見された状況に基づいて再審する経済裁判所
- 第 207 条 申請の審理
- 第 208 条 事件の再審についての経済裁判所の決定

第4編 裁判所決定の執行

- 第 209 条 裁判所決定の執行の手続
- 第 210 条 執行状
- 第 211 条 一件の裁判所決定に関する複数の執行状の発行
- 第 212 条 執行状の内容
- 第 213 条 執行状を執行へ向けて提示する期間
- 第 214 条 執行状を執行へ向けて提示する期間の中断
- 第 215 条 執行状を執行へ向けて提示する徒過した期間の回復
- 第 216 条 執行状の謄本の発行
- 第 217 条 裁判所決定執行の猶予又は分割、その執行方法及び手続の変更
- 第 218 条 裁判所決定の不履行に対する責任
- 第 219 条 裁判所決定執行の巻き戻し
- 第 220 条 裁判所決定執行の巻き戻しに関する

第5編 外国の団体、国際団体及び企業活動を行う外国人、無国籍者が参加する事件に関する手続

- 第 221 条 外国の団体、国際団体及び企業活動を行う外国人、無国籍者の訴訟上の権利
- 第 222 条 外国人が参加する事件に関する訴訟手続
- 第 223 条 外国人が参加する事件に関するウズベキスタン共和国経済裁判所の権限
- 第 224 条 訴訟上の免責
- 第 225 条 同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関する事件の外国裁判所による審理の訴訟上の結果
- 第 226 条 訴訟手続の囑託

ウズベキスタン共和国経済訴訟法典の実施手続に関するウズベキスタン共和国最高会議令

第1編 総則

第1章 基本規定

第1条 経済裁判所への訴えの権利

利害関係者は、本法典の定めるところにより、誰でも経済裁判所に訴え出て、侵害された権利、争われている権利、又は法により守られる利益の保護を求めることができる。

経済裁判所への訴えの権利を拒否することは、無効である。

第2条 経済裁判所による裁判の実施

経済裁判所は、経済分野で発生する紛争並びに本法典及び他の法律によりその管轄とされる他の事件の解決を通じて裁判を行う。

第3条 経済裁判所における訴訟手続の課題

経済裁判所における訴訟手続の課題は、以下の通りである：

- 1) 経済分野における侵害された権利、争われている権利又は法により守られる企業、機関、団体及び市民の利益を保護すること；
- 2) 経済分野における法秩序の強化及び違法行為の予防を促進すること。

第4条 経済裁判所における訴訟手続の法制

経済裁判所における訴訟手続の法制は、本法典及びそれに従い採択される他の法令からなる。

ウズベキスタン共和国が締結した国際条約によりウズベキスタン共和国の法制上によるもの以外の規定が設けられている場合には、国際条約の規定が適用される。

第5条 経済裁判所裁判官の独立

裁判に際し、経済裁判所の裁判官は、独立であり、法にのみ従う。

裁判官の裁判活動に対しては、いかなる干渉も許されず、干渉を及ぼしたものは法律により責任を追求される。

第6条 経済裁判所における事件の手続開始

経済裁判所は、以下のものの申立てにより事件の手続を開始する：

- 1) 利害関係者；
- 2) 検察官；
- 3) 国又は公共の利益の保護のために経済裁判所に訴え出る権利を法律により有している場合に国及びその他の機関。

ある種の紛争につき、法律により裁判以前の解決方法（請求による解決方法）が設けられている場合、

又はそれが契約によって見込まれている場合においては、当事者が自らの相互関係の自由意思による解決に向けて措置を取った後にのみ、経済裁判所において事件の手続が開始される。この場合においては、検察官、国又はその他の機関の申立てによる事件開始手続は、上記当事者が取る措置とは独立して行われる。

第7条 法律及び裁判の前での平等

経済裁判所における紛争の解決は、所有の形態、所在地又は従属関係に関わらず、企業、機関及び団体の法律並びに裁判の前での平等の原則又は性、人種、民族、言語、宗教、社会的身分、信条、個人的若しくは社会的立場、さらにその他の状況に関わらず市民の法律及び裁判の前での平等の原則に基づいて行われる。

第8条 事件審理の公開性

経済裁判所における事件の審理は、公開される。

非公開での事件の審理は、国家機密又は商業上の機密を守るためにそれが必要とされる場合に許される。

非公開での事件の審理については、決定が下される。

第9条 当事者主義と当事者の権利平等

経済裁判所における訴訟手続は、当事者主義及び当事者の権利平等に基づいて行われる。

第10条 訴訟手続が行われる言語

経済裁判所において、訴訟手続は、ウズベク語、カラカルパク語又は当該地域の多数住民の言語で行われる。

訴訟手続が行われている言語に堪能でない法廷審理の参加者には、通訳を通じて事件のあらゆる資料を閲覧し、裁判活動に参加する権利及び母国語で発言する権利が保障される。

様々な国家の企業、機関、団体間の経済紛争は、裁判所の決定により当事者に受け入れられる言語で審理が行われる。

第11条 裁判審理の直接性

経済裁判所は、事件の審理に際し、事件に関するすべての証拠を直接調べなければならない。

第12条 立法に基づく紛争解決

経済裁判所はウズベキスタン共和国の憲法、法律、その他の法令及びウズベキスタン共和国の国際条約に基づいて紛争を解決する。

経済裁判所は、事件の審理に際し、国又は他の機関が権限を越えて法令を発布している場合など、その法令が法律に合致していないことを明らかにした

場合には、法律に従って判決を採択する。

問題となる関係を規制する法規が存在しない場合には、経済裁判所は、類似した関係を規制する法規を適用する。そのような法規が存在しない場合には、法律の一般的原則及び趣旨によって紛争を解決する。

経済裁判所は、ウズベキスタン共和国の法律又は国際条約に従って、外国の法規を適用する。

第13条 外国法の適用

外国法を適用する場合には、経済裁判所は関係国における法規の解釈及び適用の実際に従って、その法規の存在及び内容を明らかにする。

外国法規の存在及び内容を明らかにする目的で、経済裁判所は、ウズベキスタン共和国及び外国の管轄機関並びに団体に対し協力及び説明を求め、又は専門家を要請することができる。

手段を講じたにもかかわらず外国法規の存在又は内容が明らかにならなかった場合には、経済裁判所はウズベキスタン共和国法の関連法規を適用する。

第14条 裁判所決定の強制力

経済裁判所は、第一審判決、決定、第二審以後の判決、裁判所命令などの形式で裁判所決定を行う。

法的効力を発した裁判所決定は、すべての国家機関、自治体機関、社会団体、企業、機関、団体、公務員及び市民にとって強制力をもち、ウズベキスタン共和国の全領土において執行されなければならない。

経済裁判所の裁判所決定の不執行は、本法典及び他の法律により定められた責任を追求される。

第2章 経済裁判所の構成 忌避

第15条 経済裁判所の構成

経済裁判所においては、第一審の事件は単独の裁判官によって審理が行われる。ただし、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所においては、3人の裁判官によって行われる。

裁判所長の決定によりどの事件も合議体で審理することができる。

控訴審、破棄審及び監督審においては、すべての事件は合議体で審理する。

事件を審理する合議体は、3人又は他の奇数の裁判官により構成する。

すべての裁判官は、事件の審理に際し、同等の権利を有する。

本法典により、事件及び個々の問題を単独で解決する権利が裁判官に与えられている場合には、裁判官は経済裁判所の名において行動する。

第16条 経済裁判所による問題解決手続

経済裁判所による合議体での事件の審理及び解決に際し発生する問題は、裁判官の多数決により決せられる。裁判官は、誰も投票を棄権する権利を有しない。裁判長は、最後に投票する。

他の裁判官の決定に同意しない裁判官は、この決定に署名する義務があり、かつ、書面で特別意見を述べる権利を有する。この特別意見は事件に添付されるが、公表されない。事件の参加者は、裁判官の特別意見を知らされることはない。

第17条 裁判官の除斥

裁判官は、以下に挙げる場合には事件の審理に参加することができず、除斥される：

- 1) 事件の参加者又はその代理人の親族である場合；
- 2) 当該事件の前回の審理において鑑定人、通訳者、検察官、裁判所書記官、代理人又は証人として参加した場合；
- 3) 個人的に、直接若しくは間接的に事件の結果に利害関係がある場合、又は裁判の公正さに疑念を呼び起こすような状況がある場合。

互いに姻戚関係にある裁判官は、事件の審理を行う経済裁判所をともに構成することはできない。

第18条 検察官、鑑定人、裁判所書記官及び通訳者の除斥

検察官、鑑定人、裁判所書記官及び通訳者は、本法典の第17条第1号及び第3号に示された理由で事件の審理に参加することはできず、除斥される。

それ以外に以下の事由が鑑定人の除斥の理由となる：

- 1) 事件の審理の時点において、鑑定人が事件の参加者、若しくはその代理人に対し業務上の若しくはその他の従属関係にある場合、又は過去においてあった場合；
- 2) 鑑定人が行った鑑定資料が経済裁判所に対する訴えの根拠若しくはきっかけとなった場合、又は事件の審理に際して利用されている場合。

第19条 裁判官が再び審理に参加することの禁止

事件の審理の第一審に参加した裁判官は、判決が控訴審、破棄審又は監督手続において取り消された場合、新たな事情が判明して再審理をするのでなければ、当該審理の第一審における再審理に参加することはできない。

事件の審理の第一審に参加した裁判官は、当該事件の控訴審、破棄審又は監督手続における審理に参加することはできない。

事件の審理の控訴審に参加した裁判官は、当該事件の第一審、破棄審又は監督手続における審理に参加することはできない。

第3章 管轄と裁判権

事件の審理の破棄審に参加した裁判官は、当該事件の第一審、控訴審又は監督手続における審理に参加することはできない。

事件の審理の監督手続に参加した裁判官は、当該事件の第一審、控訴審又は破棄審に参加することはできない。

第20条 回避

本法典の第17条及び第18条に示された状況があるときは、裁判官、検察官、鑑定人、裁判所書記官及び通訳者は回避しなければならない。同様の根拠により事件の参加者は、回避することができる。

回避及び忌避は、正当な理由付けにより行われなければならない。本質的に事件の審理が開始されるまでになされなければならない。事件審理の過程で回避及び忌避が許されるのは、回避及び忌避の根拠が、経済裁判所又は回避若しくは忌避の申立人に事件審理開始後に判明した場合に限られる。

第21条 忌避の解決手続

忌避がなされた場合には、経済裁判所は事件参加者の意見を聴取し、かつ、忌避された者が説明を行うことを望む場合には、その者から聴取を行わなければならない。

単独で事件審理を行っている裁判官の忌避についての問題は、経済裁判所長又は裁判合議体の長により解決される。

合議体による事件審理を行っている裁判官の忌避についての問題は、忌避された裁判官の欠席のもとに残りの裁判官により解決される。忌避の賛成に投じられた票と反対に投じられた票が同数となった場合には、その裁判官の忌避は理由があるものとみなされる。

複数の裁判官又は事件審理を行う法廷の全裁判官に対する忌避についての問題は、この裁判所の全裁判官により単純多数決で解決される。

検察官、鑑定人、裁判所書記官及び通訳者の忌避についての問題は事件審理を行う裁判所によって解決される。

忌避についての問題を検討した結果に従って決定が下される。

第22条 忌避が認められた場合の結果

一人若しくは複数の裁判官又は法廷の全裁判官の忌避に理由がある場合には、事件は、同じ裁判所において異なる裁判官構成により審理される。

忌避が認められた結果、同じ経済裁判所で当該事件の審理のために新しい裁判官構成を形成することが不可能な場合には、事件を他の経済裁判所に移送することができる。

第23条 事物管轄

経済裁判所の管轄に属するものは、以下のとおりである：

- 1) 民事的、行政的及び他の法関係から法人(以下「団体」という。)、又は法人を設立しないで企業活動を行い、法に定められた方法で獲得された個人企業主の地位を有する市民(以下「市民」という。)の間で経済分野において発生する紛争に関わる事件；
- 2) 経済分野における団体及び市民の権利の発生、変更又は停止にとり意義がある事実の究明に関する事件(以下「法的意義を有する事実の究明に関する事件」)；
- 3) 団体及び市民の破産に関する事件。

法律により他の事件も経済裁判所の管轄に含めることができる。

経済裁判所は、ウズベキスタン共和国の国際条約により他の規定がない場合には、企業活動を行うウズベキスタン共和国の団体及び市民、外国の団体、外資系団体、国際団体、外国人並びに無国籍者の参加をえて、その管轄に属する事件を審理する。

ある要件は経済裁判所の管轄に属し、かつ、他の要件は通常裁判所の管轄に属する場合など互いに関係し合う諸要件が絡み合う場合には、すべての要件を通常裁判所で審理するものとする。

第24条 経済裁判所で解決される紛争

経済裁判所は、以下に挙げるような紛争を解決する：

- 1) 法律により締結が規定されている契約又は契約についての不一致を経済裁判所の解決に委ねることが当事者により合意されている契約に関する不一致についての紛争；
- 2) 契約条件の変更又は契約破棄についての紛争；
- 3) 所有権の承認についての紛争；
- 4) 債務の不履行又は債務の不適切な履行についての紛争；
- 5) 所有者又は他の合法的な占有者による、他人の非合法的な占有からの財産の返還請求についての紛争；
- 6) 所有者又は他の合法的な占有者の、所有権奪取以外の権利侵害についての紛争；
- 7) 損害賠償についての紛争；
- 8) 名誉、尊厳及び名声の保護についての紛争；
- 9) 法に合致せず、団体及び市民の権利並びに法によって守られている利益を侵害する、国家機関及び自治体機関の法令を(全面的又は部分的に)無効と認めることについての紛争；
- 10) それにより徴収が抗弁を認めない(受諾を必

要としない)取立手続で行われる執行文書又は他の文書を執行すべきでないとする事についての紛争;

- 11) 国の登記の拒否に対する不服について、又は期限内の国の登記を回避することについての紛争;
- 12) 法律により抗弁を認めない(受諾を必要としない)取立手続が規定されていない場合には、監督機能を果たしている国家機関又は他の機関による団体及び市民からの罰金の徴収についての紛争;
- 13) 監督機能を果たしている機関によって、法の要求するところに違反して抗弁を認めない(受諾を必要としない)取立手続で控除されてしまった金銭の予算からの返還についての紛争。

経済裁判所は、その管轄の及ぶ他の紛争も解決する。

第25条 仲裁裁判所による解決のための紛争の移送

民事的関係に端を發して発生した紛争又は発生する可能性がある紛争で、経済裁判所の管轄とされるものは、当事者の合意により、経済裁判所の判決を得る前に仲裁裁判所での解決のために当事者により移送することができる。

第26条 事件の裁判権

経済裁判所の管轄に属する事件は、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所の裁判権に属する事件を除いて、カラカルパクスタン共和国、州、タシケント市の経済裁判所で審理される。

最高経済裁判所が審理を行うのは、以下のとおりである:

共和国の統治機関、地方の代議機関又は行政機関の間の経済協定に端を發する紛争;

権力の最高機関の規範的性格をもたない布告を(全面的又は部分的に)無効と認めることについての事件。

最高経済裁判所は特別な事情がある場合には、任意の経済裁判所から任意の事件を取り上げて、それを自ら第一審として受理すること、及びある経済裁判所から他の経済裁判所に事件を移送する権利を有する。

第27条 被告の所在地による訴えの提起

訴えは、被告の所在地を管轄する経済裁判所に提起される。

独立した下部団体の活動に端を發する法人への訴えは、独立した下部団体の所在地を管轄する経済裁判所に提起される。

第28条 原告の選択による裁判権

それぞれ異なる場所に所在する複数の被告に対する訴えは、原告の選択により被告の一人の所在地を管轄する経済裁判所に提起される。

所在地が不明の被告に対する訴えは、その財産の所在地又はあるいはウズベキスタン共和国における明らかである最後の所在地を管轄する経済裁判所に提起することができる。

ウズベキスタン共和国の団体あるいは市民であつて、外国の領土に所在する被告に対する訴えは、原告の所在地又は被告の財産の所在地を管轄する経済裁判所に提起することができる。

履行地が明示されている契約に端を發する訴えは、その履行地を管轄する経済裁判所に提起することができる。

第29条 法的意義を有する事実の究明に関する事件の裁判権

法的意義を有する事実の究明に関する事件は、建造物、施設又は土地の所在地により審理される建造物、施設又は土地の所有事実の究明に関する事件を除いて、申立て人の所在地を管轄する経済裁判所により審理される。

第30条 破産に関する事件の裁判権

団体や市民の破産に関する事件は、債務者の所在地を管轄する経済裁判所により審理される。

第31条 例外的な裁判権

建造物、施設又は土地の所有権の確認を求める訴え、建造物、施設又は土地の他人の非合法な占有からの返還を求める訴え及び所有者又は他の合法的な所有者による所有権奪取以外の権利侵害の排除を求める訴えは、建造物、施設又は土地の所在地を管轄する経済裁判所に提起される。

輸送契約に端を發する輸送業者への訴えは、その輸送業者の所在地を管轄する経済裁判所に提起される。輸送業者が複数の被告のうち一人である場合も同様である。

第32条 合意に基づく裁判権

本法典の第27条及び第28条により定められた裁判権は、当事者の合意により変更することができる。

第33条 一つの経済裁判所から他の経済裁判所への事件の移送

裁判権の規則を遵守して経済裁判所が自ら受理した事件は、たとえ後に他の経済裁判所の裁判権に属することになった場合においても、本質的には受理した経済裁判所が審理しなければならない。

経済裁判所は、以下に挙げる場合に他の経済裁判所の審理に事件を移送する:

- 1) 当該裁判所における事件審理の際に、事件が

裁判権の規則を遵守せず受理されたことが判明した場合；

- 2) 一人又は複数の裁判官の除斥後、当該裁判所における裁判官の交代が不可能になる場合、及び当該裁判所において審理を行うことが不可能である場合；

事件を他の経済裁判所での審理に移送することについては決定が下される。

一つの裁判所から他の裁判所へ移送された事件は、移送された裁判所が審理のために受理しなければならない。

ウズベキスタン共和国の経済裁判所間で裁判権をめぐって紛争することは許されない。

第4章 事件参加者又は他の経済訴訟手続参加者

第34条 事件参加者

事件参加者として認められるのは、当事者、第三者、検察官、権限を有する国家機関及びその他の機関、法的意義を有する事実の究明に関する、又は団体及び市民の破産に関する事件の申立て人並びにその他の利害関係者である。

第35条 事件参加者の権利と義務

事件参加者は事件資料を閲覧し、その抜き書きを作成し、複写を取り、忌避を申告し、証拠を提出し、証拠調べに参加し、質問をし、請願書を提出し、申立てを行い、口頭及び書面の説明を経済裁判所に行い、自らの論拠を提出し、事件審理の過程で発生するあらゆる問題に関して判断を下し、他の事件参加者の請願書や論拠に反論し、並びに裁判所決定に不服申立て（異議申立て）を行う権利を有する。そして本法典により事件参加者に対して提供される他の訴訟上の権利を享有する。

事件参加者は、本法典によって規定される訴訟上の義務を負い、良心に従い事件参加者に属するすべての訴訟上の権利を享有しなければならない。

第36条 当事者

経済訴訟手続における当事者は、原告及び被告である。

原告となるのは、その権利と法により守られる利益を保護するために訴えを提起する、又はその利益のために訴えが提起された団体及び市民である。

被告となるのは、それに対して訴訟請求が提起された団体及び市民である。

当事者は、同等の訴訟上の権利を享有する。

第37条 複数の原告や被告の事件への参加

訴えは、複数の原告が共同で、又は複数の被告に

対して提起することができる。原告及び被告のうちの各々が独立して審理に出廷する。共同参加者は共同参加者のうちの一人に訴訟行為を委任することができる。

他の被告を参加させる必要があるときには、経済裁判所は、判決を出す前に原告の同意を得てこの被告を参加させる。

第38条 不適當当事者の交代

経済裁判所は、請求権が属さない者によって訴えが提起された場合、又は訴えに責任がない者に対して訴えが提起されたことが明らかになった場合には、判決を下す前に、原告の同意を得て、当初の原告又は被告を適當な原告又は被告に交代させることを許可する。

不適當当事者の交代は、経済裁判所の職権で行うことができる。自分が他の者に交代することに原告が同意しない場合には、その者は紛争の対象に対して独立の請求を申し立てる第三者として事件に参加する権利を有する。この場合には、その者に裁判所が通知する。

被告を他の者に交代させることに原告が同意しない場合には、裁判所は、原告の同意を得て、他の者を第二の被告として参加させることができる。

不適當当事者の交代については、裁判所が決定を下す。

不適當当事者の交代後、事件審理は、冒頭から行われる。

第39条 訴訟上の権利承継

紛争となっている、又は経済裁判所の判決により規定された法関係（再編成、請求の譲歩、債務の移転、市民の死去及び他の場合）において当事者の一人が脱退する場合には、裁判所は、これについて決定、第一審判決又は第二審以後の判決により、その当事者に代えて権利承継人を充てる。権利承継は、訴訟のどの段階においても可能である。

権利承継人が事件に加わる以前に訴訟において行われたすべての行為は、被承継人に対して有していた法的強制力と同じ程度の法的強制力を承継人に対して有する。

第40条 訴えの根拠又は対象の変更、訴訟請求の規模の変更、訴えの放棄、訴えの認諾及び和解

原告は、経済紛争に関し、判決の前に訴えの根拠若しくは対象を変更し、訴訟請求の規模の拡大若しくは縮小をし、又は全面的若しくは部分的に訴えを放棄する権利を有する。

被告は、部分的又は全面的に訴えを認諾することができる。

当事者は、どの審級においても和解をもって事件を

終了することができる。

経済裁判所は、それが法に矛盾し、又は他の者の権利及び法により守られる利益を侵害する場合には、訴えの放棄、訴訟請求の規模の縮小及び訴えの認諾を受容せず、並びに和解を承認しない。このような場合には、経済裁判所は事件を本質的に審理する。

第41条 紛争の対象に独立の請求を申し立てる第三者

紛争の対象に独立の請求を申し立てる第三者は、経済裁判所により判決が下される前に事件に参加することができる。この種の紛争のために法律又は契約によって規定があるときには、第三者は、すべての原告の権利を享受し、被告との訴訟前の紛争解決手続（請求手続）の遵守義務を除いて原告のすべての義務を負う。

第42条 紛争の対象に独立の請求を申し立てない第三者

紛争の対象に独立の請求を申し立てない第三者は、事件に関する判決が当事者の一方に対する第三者の権利及び義務に影響を及ぼす可能性がある場合には、経済裁判所により判決が下される前に、原告又は被告の側で事件に参加することができる。第三者は、事件参加者の誓願によって、又は裁判所の職権によっても事件に参加することができる。

紛争の対象に独立の請求を申し立てない第三者は、訴えの根拠又は対象の変更、訴訟請求の規模の拡大又は縮小、訴えの放棄、訴えの認諾又は和解の締結及び裁判所決定の強制執行要求に対する権利を除いては、当事者の権利を享受し、訴訟上の義務を負う。

経済裁判所は、同一の訴訟の中で、当初の訴えを審理し、組織が受けた損害の公務員による賠償の問題を求償手続によって解決することができる。

第43条 検察官の事件への参加

検察官は、すべての事件について法廷に参加する権利を有する。

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所への訴状は、ウズベキスタン共和国検事総長又はその次官が提起し、カラカルパクスタン共和国、州、及びタシケント市の経済裁判所への訴状は、それぞれカラカルパクスタン共和国、州、及びタシケント市の検事、それに準ずる検事又はその検事補が提起する。

訴えを提起した検察官は、和解締結に対する権利を除いて原告の権利を享受し、義務を負う。

検察官により提起された訴えを検察官が放棄することは、本質的に原告が事件の審理を要求する権利を奪わない。

原告の権利を保護するために検察官が提起した訴えを原告が放棄したときは、その訴状を審理しないで

放置する。

事件審理への検察官の参加は、それが法律によって規定されている場合、又は当該事件における検察官の参加の必要性が裁判所によって認められた場合には、義務となる。

第44条 国家機関及び他の機関の事件への参加

法令によって規定されている場合には、国家機関及び他の機関は国家及び社会の権利並びに法により守られる利益を保護するために訴えを提起することができる。訴えを提起した上記の機関は、和解締結に対する権利を除いて原告のすべての権利を享受し、義務を負う。上記機関により提起された訴えをその機関が放棄することは、本質的に原告が紛争解決を要求する権利を奪わない。

国家機関又は他の機関によって原告の権利が保護されるために提起された訴えを原告が放棄することは、その訴状が検討されずに放置されることになる。

第45条 経済訴訟手続の他の参加者

事件参加者以外に、経済訴訟手続には、代理人、証人、鑑定人及び通訳者が参加することができる。

第46条 証人

証人には、経済裁判所による正しい紛争解決にとって重要な情報及び状況を知っている者であればだれでもなることができる。

証人は、出頭命令があれば必ず経済裁判所に出頭し、自らが事件について知っている情報及び状況を証言しなければならない。

証人は、誠実な証言を行い、裁判官及び事件参加者の質問に答える義務がある。

明らかな偽証、証言拒否及び証言回避に対して、証人は、刑事責任を問われる。

第47条 鑑定人

経済裁判所における鑑定人となるのは、鑑定書を出すために必要な特殊な知識を有し、かつ、本法典で規定する場合に裁判所によって任命された者である。

鑑定人の依頼をされた者は、経済裁判所の出頭命令に応じて出頭し、提起された問題に関し客観的な鑑定書を出す義務がある。

鑑定人は、鑑定書を出すために必要であれば、事件資料を閲覧し、経済裁判所の法廷に参加し、質問をし、及び追加資料の提供を裁判所に依頼する権利を有する。

明らかに虚偽の鑑定書及び鑑定書の拒否に対して、鑑定人は、刑事責任を負う。

鑑定人に提供された資料が不十分である場合、又は鑑定人が自らに課された責務を果たすに必要な知

識を持っていない場合には、鑑定人は鑑定書を出すことを拒否することができる。

第48条 通訳者

通訳者とは、その知識が通訳に必要な言語に堪能であり、かつ、本法典で規定する場合に裁判所によって任命された者である。

経済訴訟手続の他の参加者は、通訳に必要な言語に堪能である場合においても、自らが通訳の任務を引き受ける権利を有しない。

通訳者は、裁判所の出頭命令に応じて出頭し、完全に、正確に、かつ、時間通りに通訳を行う義務がある。

通訳者は、通訳の際、通訳の確認のために出廷者に質問を行う権利を有する。

明らかに不正確な通訳に対して、通訳者は、刑事責任を負う。

第5章 経済裁判所における代理

第49条 代理人を通じた事務

経済裁判所での団体の事務は、法又は設立文書により与えられた権限の範囲内で活動するその機関及びその代理人が執り行う。

団体の幹部及び他の者は、設立文書に従って、経済裁判所に対し、その業務上の地位又は権限を証明する文書を提出する。

市民は、経済裁判所における自らの事務を個人的に、又は代理人を通じて執り行う。市民の事件への個人的な参加は、市民が事件に関して代理人をもつ権利を奪わない。

第50条 経済裁判において代理人となることができる者

経済裁判における代理人は、経済裁判における事務に対してしかるべく手続をされた権限を有していればいかなる市民もなることができる。

完全な行為能力を持たない市民の権利及び法により守られる利益は、経済訴訟手続においては、その法定代理人、すなわち実親、養父母、後見人又は保佐人が保護する。法定代理人は経済裁判における事務を自らが選任した他の代理人に委任することができる。

第51条 代理人権限の手続

代理人の権限は、法律に従って発せられ、かつ、作成された委任状に表示されなければならない。

団体を代表した委任状は、その団体の長の署名又はその設立文書により署名の権限が与えられている他の者の署名にこの団体の捺印を添えて発する。

市民の発した委任状は、公証人、委任者が勤務若

しくは通学する団体、市民の自治体機関、市民の居住地にある住宅管理団体又は市民が入院加療中の入院専門医療機関により認証を受けることができる。

委任状を軍人が発する場合には、関連軍隊の司令部により認証を受けることができる。刑の執行を行う機関に入所している者の委任状は、その関連機関の長により認証を受ける。

弁護士の権限は、法の定める方法で認証を受ける。

第52条 代理人権限

経済裁判における事務の権限として、代理人には、訴状の署名、仲裁裁判所への事件の移送、訴訟請求の全面的又は部分的な放棄及び訴えの認諾、訴えの対象又は根拠の変更、和解の締結、他人への権限譲渡(再委任)、裁判所決定への不服申立て、異議申立ての申請への署名、裁判所決定の強制執行請求並びに引き渡しの判決を受けた財産又は金銭の授受を除いて、本人の名においてすべての訴訟行為を行う権利が与えられる。本条に挙げられた各行為を代理人の権限において行う場合には、本人の発する委任状に特別に規定しておかねばならない。

第53条 経済裁判において代理人となることができない者

完全な行為能力を持たない者又は後見若しくは保佐を受けている者は、経済裁判における代理人になることができない。

裁判官、捜査官、検察官は、経済裁判における代理人になることができない。この規則は、ここに挙げる者が関連する裁判所若しくは検察庁の全権委任を受けている場合、又は法定代理人として訴訟に臨む場合には及ばない。

第6章 証拠

第54条 証拠の概念及びその種類

事件に関する証拠とは、本法典及び他の法律によって規定された方法に従って得られた情報であり、それに基づいて経済裁判所は事件参加者の請求及び異議を裏付ける状況の存否並びに正しい紛争解決にとって重要なその他の状況の存否を究明する。

これらの情報は証拠書類及び証拠物、鑑定人の鑑定書、証人の証言並びに事件参加者の説明によって明らかにされる。

違法に得られた証拠の利用は許されない。

第55条 立証義務

事件参加者は、それぞれ、自らが請求及び異議の根拠として引き合いに出す状況を立証しなければならない。国家機関及び他の機関の法令を無効と認め

ることについての紛争の審理においては、上記法令の採択の根拠となった状況の立証義務は、法令を採択した機関に課される。

経済裁判所は、現在ある証拠に基づく事件の審理が不可能であると認める場合には、事件参加者に対し追加の証拠を提出するよう命令する権利を有する。

第56条 証拠の提出及び請求

証拠は、事件参加者によって提出される。

証拠を持つ事件参加者又は非参加者から独力で必要な証拠を得ることができない事件参加者は、この証拠の請求をするための請願書をもって経済裁判所に訴える権利を有する。請願書には、事件にとって重要などのような状況がその証拠によって明らかにされうるのかが示され、証拠が記載され、かつ、その所在が示されなければならない。裁判所は必要に応じて、証拠を得るための照会状を事件参加者に発する。裁判所により請求された証拠を持つ者は、それを直接裁判所に送付するか、又は裁判所に引き渡すために適当な照会状を持っている者に手渡す。

経済裁判所によって証拠を請求された者が、それを全く提出することが不可能な場合、又は裁判所が指定する期日に提出することが不可能な場合には、この者は、これについて裁判所の照会状を受領してから5日のうちに理由を添えて裁判所に通知しなければならない。

経済裁判所がやむを得ない理由とは認めない理由で、請求された証拠を提出する義務を履行しない場合には、証拠をもつ者には最低賃金の200倍以下の罰金を科す。

罰金の処分は、請求された証拠の所有者が経済裁判所にそれを提出する義務を免除するものではない。

第57条 その所在地における証拠の検証及び調査

経済裁判所は、証拠を裁判所に送付することが不可能である場合、若しくは困難を伴う場合、又はそれが毀損のおそれのある証拠物である場合には、その所在地において証拠の検証及び調査を行うことができる。

証拠の検証及び調査は事件参加者に通知して経済裁判所により行われるが、事件参加者の欠席は検証及び調査を妨げない。証拠の検証及び調査に参加する必要がある場合には、鑑定人と証人を召喚することができる。

毀損のおそれのある証拠物は、事件参加者に通知することなく、速やかに経済裁判所により検証及び調査が行われる。

その所在地における証拠の検証及び調査の後、直接現場で調書が作成される。

第58条 証拠の関連性

経済裁判所は、審理されている事件に係りのある証拠のみを採用する。

第59条 証拠能力

法に従ってある一定の証拠により立証されなければならない事件の状況を、他の証拠によって立証することはできない。

第60条 立証免除事由

経済裁判所により一般的な常識と認められた事件の状況は、立証を必要としない。

以前に審理された事件につき、法的効力を発した経済裁判所の判決によって明らかにされた状況は、同じ者が参加する別の事件の審理において再び立証されることはない。

法的効力を発した、民事事件に関する通常裁判所の判決は、別の事件を審理する経済裁判所に対して、通常裁判所の判決により明らかにされ、かつ、この事件の参加者に関係する状況に関しては、強制力を持つ。

法的効力を発した、刑事事件に関する裁判所の判決は、経済裁判所に対して、ある一定の行為が行われたかどうか、又はそれがだれによって行われたかという問題に関しては強制力を持つ。

第61条 証拠の評価

経済裁判所は、事件において存在する証拠の全面的、完全かつ客観的な調査に基づいて、その自らの内的な確信にしたがって証拠を評価する。

いかなる証拠に対しても経済裁判所は、予断を持たない。

第62条 証拠書類

証拠書類となるのは、事件にとって重要な状況についての情報をもつ証書、契約書、証明書、商業上の通信文、その他の文書及び資料であり、ファックス、電子若しくは他の通信手段又は文書の真実性を確定することのできる他の方法で取得されたものを含む。

証拠書類は、原本又は原本と相違ないことを示さるべく証明された複製の形式で提出される。審理されている事件に係りがあるのが文書の一部のみである場合には、その文書から原本と相違ないことを証明された抄本が提出される。

書類原本は、法により事件の状況がそのような文書でのみ確認される場合、又は経済裁判所の要求に応じて他の必要な場合に提出される。

事件参加者により経済裁判所に提出された証拠書類の複製は、その事件参加者によりそれを持たない他の事件参加者に送付(手交)される。

第63条 書類原本の返却

事件において存在する書類原本は、それを提出した者の請願により、経済裁判所の判決が法的効力を発した後にその者に返却することができる。この返却が正しい紛争の解決に損害をもたらさないとの結論に裁判所が達した場合には、判決が法的効力を発する前の、事件に関する手続の過程でその者に返却することができる。請願と同時に上記の者は、書類原本と相違ないことを示さるべく証明された書類原本の複写を提出し、又は事件において残されている複写が確かなものであることを裁判所が証明するよう請願する。

第64条 証拠物

証拠物とは、その外見、内的な特質、その所在地又は他の特徴によって、事件にとって重要な状況を明らかにする手段となりうる物のことである。

第65条 証拠物の保管

証拠物は、経済裁判所が保管する。

経済裁判所に運び込むことのできない証拠物は、その所在地において保管する。それらについては詳細に目録を作り、封印し、かつ、必要な場合には、写真又はビデオテープに撮影しなければならない。

経済裁判所及び保管者は、証拠物を不変の状態で保管するよう手段を講じる。

第66条 証拠物の返却

証拠物は、経済裁判所の判決が法的効力を発した後、その提出者に返却し、裁判所がこの物の所有権を有すると認めた者へ譲渡し、又は裁判所が定める他の方法で現金化する。

場合によっては、証拠物は経済裁判所による検証と調査の後、事件に関する手続の過程で、その提出者が返却を請願し、かつ、この請願を認めることが正しい紛争解決に損害をもたらさない場合には、その者に返却することができる。

証拠物の返却の問題については、経済裁判所は決定を下す。

法律により個々の者が所有することができない物については、関係の団体に譲渡する。

第67条 鑑定依頼

事件審理の際に生じる、特別な知識を必要とする問題の解明のために、経済裁判所は事件参加者の請願により、鑑定を依頼する。

事件参加者は、鑑定実施の際に解明されなければならない問題を経済裁判所に提起し、鑑定人の候補者を提案する権利を有する。

最終的に鑑定書が必要となる問題の内容は、経済裁判所により決定される。事件参加者により提起された問題の却下については、裁判所はその根拠を挙げなければならない。

鑑定依頼に関して経済裁判所は決定を下す。

第68条 鑑定の実施手続

鑑定は、鑑定機関の専門官又は経済裁判所により委任された他の専門家により行われる。鑑定の実施はこれを複数の鑑定人に委任することができる。

鑑定は、経済裁判所の法廷で行われるか、又は調査の性質上必要な場合、及び法廷での調査のために資料を運び込むことが不可能若しくは困難である場合には、法廷外で行われる。事件参加者は、立会い又は裁判所の法廷外での鑑定実施が鑑定人の正常な作業を邪魔する可能性があるときを除いては、鑑定の実施に立ち会う権利を有する。

鑑定の実施が二人又はそれ以上の鑑定人に委任された場合には、鑑定人は互いに協議する権利を有する。鑑定人が共通の結論に達した場合には、鑑定人は、一通の共通の鑑定書を出す。他の鑑定人に同意しない鑑定人は、別の鑑定書を出す。

第69条 鑑定人の鑑定書

鑑定人は、書面で鑑定書を出す。

鑑定人の鑑定書は、実施された調査についての詳細な記述及びその結果なされた結論並びに経済裁判所により提起された問題に対する回答を内容に含まなければならない。提起されていない問題に関して、鑑定実施の際に事件にとって重要な状況を鑑定人が明らかにした場合には、鑑定人は、この状況についての結論をその鑑定書に記載する権利を有する。

鑑定人の鑑定書は、経済裁判所の法廷で調べられ、他の証拠と同様に評価される。

鑑定人の鑑定書について明瞭性が不十分である場合、又は不完全である場合には、経済裁判所は、同じ鑑定人又は他の鑑定人に委任して補足的な鑑定を依頼することができる。

鑑定人の鑑定書に異義がある場合、経済裁判所は、事件参加者の請願により他の鑑定人に委任して再鑑定を依頼することができる。

第70条 証人の証言

証人は、経済裁判所に対し、自らの知る情報と状況を口頭で伝える。経済裁判所の指揮に従い、証人は自らの証言を書面で陳述することができる。

その情報源を証人が示すことができない場合には、その証人により伝えられた情報は証拠とはならない。

第71条 事件参加者の説明

事件にとって重要な、自らが知る状況についての事件参加者の説明は、他の証拠と同様に、確認及び評価に付される。経済裁判所の指揮にしたがい、事件参加者は、自らの説明を書面で陳述することができる。

他の者が自らの請求又は異義の根拠にしている事

実を事件参加者が認諾することは、経済裁判所にとって強制力のあるものではない。

経済裁判所は、認諾が事件の状況に合致しており、かつ、それが欺罔、強制、脅迫、誤解のもとで行われたものでなく、又は真実隠匿の目的で行われたのではないということに疑いがない場合には、認諾された事実を確定したものと見なすことができる。

第72条 証拠保全

必要な証拠の提出が不可能であるか、又は困難であろうという恐れがある者は、事件を受理した経済裁判所にこれらの証拠の保全を請求することができる。

証拠保全についての請求書には、保全する必要がある証拠、その確認のためにこれらの証拠が必要となる状況及び証拠保全の依頼を請求者が行うに至った理由を明示しなければならない。

証拠保全請求の認容又は棄却について決定が下される。

証拠保全請求の棄却に関する経済裁判所の決定に対しては、不服申立てをすることができる。

第73条 証拠保全手続

証拠の保全は、経済裁判所により、本法典で規定する規則にしたがい行われる。

事件参加者には、証拠保全についての申請書の検討を行う時間及び場所が通知されるが、事件参加者の欠席は、申請書の検討を妨げない。

第74条 訴訟手続の囑託

事件を審理する経済裁判所は、他の州(カラカルパクスタン共和国、タシケント市)の領域にある証拠を得る必要がある場合には、関係の経済裁判所に一定の訴訟行為を行うよう囑託する権利を有する。

訴訟手続の囑託についての決定には、審理されている事件の本質が簡潔に記述され、明らかにすべき状況、囑託を行う経済裁判所が収集しなければならない証拠が明示される。

訴訟手続の囑託についての決定は、囑託をされた経済裁判所にとって強制力があり、決定を受領したときから10日以内に履行されなければならない。

第75条 訴訟手続の囑託履行方法

訴訟手続の囑託は、経済裁判所の法廷において、本法典で規定する規則に従い履行される。事件参加者には、その法廷の時間及び場所が通知されるが、事件参加者の欠席は、法廷を開くことを妨げない。

訴訟手続の囑託履行については決定が下され、すべての資料とともに直ちに事件を審理する経済裁判所に送付される。

囑託を履行した経済裁判所に対し説明又は証言を行った事件参加者及び証人が、事件を審理する裁判所の法廷に自らが参加する場合には、一般的な手

続で説明及び証言を行う。

第7章 保全処分

第76条 保全処分の根拠

経済裁判所は、事件参加者の申立てに従って保全処分に関する措置を取る権利を有する。保全処分は、そのような措置を取らないことが裁判所決定の執行を困難にする場合、又は不可能にしてしまうような場合には、経済訴訟手続のどの段階においても許される。

保全処分についての申立ては、紛争解決にあつている経済裁判所により、それが届いた翌日のうちに検討される。

申立てを検討した結果に従って決定が下される。保全処分についての決定又は保全処分の拒否についての決定に対しては不服申立てをすることができる。

保全処分についての決定に対する不服申立てはこの決定の執行を停止させるものではない。

第77条 保全処分の措置

保全処分の措置となりうるのは、以下のとおりである：

- 1) 被告に属する財産又は金銭の差し押さえ；
- 2) 被告に対する一定の行為を行うことの禁止；
- 3) 他の者に対する紛争の対象に関係する一定の行為を行うことの禁止；
- 4) 原告によって異議が唱えられており、それにより徴収が抗弁を認めない(受諾を必要としない)取立手続で行われる執行文書又は他の文書による徴収の停止；
- 5) 財産の差押解除についての訴えが提起された場合に、財産の現金化の停止。

必要な場合には、保全処分について複数の措置をとることが許される。

経済裁判所は、保全処分を許しながら、被告の請願にしたがって、被告に起こりうる損害の補償のための担保を提供するよう原告に要求することができる。

本条第1項の上記第2号及び第3号に明示された措置が遵守されない場合には、団体及び市民から共和国の歳入となる以下の罰金が徴収される；

評価を受ける訴訟に関しては、訴訟額の50パーセント以下；

評価を受けない訴訟に関しては、最低賃金の200倍以下。

原告は、同じ経済裁判所に訴えの提起をすることにより、保全処分についてなされた経済裁判所の決定の不履行によりもたらされた損害の補償を要求することができる。

第78条 保全処分の種類の変更

保全処分の種類を別の種類に代えることが許される。

保全処分の種類を別の種類に代えることについての問題は、本法典第76条で定めた方法で解決される。

金銭の徴収についての保全処分の際に、被告は、保全処分について定められた措置の代わりに、原告により請求されている金額を経済裁判所の預金口座に払い込むことができる。

第79条 保全処分についての決定の執行

保全処分についての決定は、経済裁判所判決の執行のために定めた方法で、直ちに執行される。

第80条 保全処分の取消し

保全処分は、事件参加者の請願によって、事件を審理する経済裁判所により取り消すことができる。保全処分の取り消しについての問題は、法廷で解決される。

事件参加者は法廷の時間と場所について通知されるが、その欠席は、保全処分の取り消しについての問題の検討を妨げない。

保全処分の取り消しについての問題を検討した結果に従い、決定が下される。

訴えが却下された場合には、許可された保全処分の措置は判決が法的効力を発するまで保持される。

しかし、経済裁判所は、判決を下すのと同時に、又はその後で保全処分の取り消しについての決定を下すことができる。

保全処分の取り消しについての決定に対して不服申立てをすることができる。

第81条 保全処分により被告にもたらされた損害の補償

それにより訴えが却下された判決が法的効力を発した後に、被告は、同じ経済裁判所に訴えの提起を行うことにより、保全処分によってもたらされた損害の補償を原告に要求することができる。

第8章 事件に関する手続の停止

第82条 経済裁判所が事件に関する手続を停止する義務

経済裁判所は、以下に挙げる場合には、事件に関する手続を停止しなければならない：

- 1) 憲法、民事、刑事若しくは行政訴訟手続で審理されている別の事件又は別の問題について判決が下されるまで、当該事件の審理が不可能である場合；
- 2) 市民たる被告がウズベキスタン共和国軍の実

動部隊に所在しているか、又はウズベキスタン共和国軍の実動部隊にいる市民たる原告がしかるべく請願をもって訴えた場合；

- 3) 争いとなっている法関係が権利継承を許す場合に、市民が死亡した場合；
- 4) 市民が行為能力を喪失した場合。

経済裁判所は、法律が定めた他の場合においても事件に関する手続を停止する。

第83条 経済裁判所が事件に関する手続を停止する権利

経済裁判所は以下に挙げる場合には、事件に関する手続を停止する権利を有する：

- 1) 経済裁判所によって鑑定依頼がなされる場合；
- 2) 事件参加者の団体が改編される場合；
- 3) 何らかの国の義務を遂行するために事件参加者たる市民を出頭させる場合。

第84条 事件に関する手続の再開

事件に関する手続は、その停止を招いた状況が排除された後に再開される。

第85条 事件に関する手続の停止と再開の手続

事件に関する手続の停止及び再開については、経済裁判所は決定を下す。

事件に関する手続の停止についてなされた経済裁判所の決定に対しては不服申立て(異議申立て)をすることができる。

第9章 事件に関する手続の打ち切り

第86条 事件に関する手続を打ち切る事由

経済裁判所は、以下に挙げる場合には、事件に関する手続を打ち切る：

- 1) 紛争が経済裁判所において審理すべきものでない場合；
- 2) 同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関してなされた通常裁判所、経済裁判所の法的効力を発した判決がある場合；
- 3) 経済裁判所が、仲裁裁判所判決の強制執行のために執行状を発することを拒絶し、事件を、判決を下した仲裁裁判所に新しい審理のために差戻したが、同じ仲裁裁判所での事件審理が不可能となった場合を除いて、同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関してなされた仲裁裁判所の法的効力を発した判決がある場合；
- 4) 事件参加者たる団体が解散した場合；

- 5) 事件参加者たる市民の死後、争いとなっている法関係が権利継承を許さない場合；
- 6) 原告が訴えを取下げ、取下げが経済裁判所によって受け入れられた場合；
- 7) 和解が締結され、それが経済裁判所によって承認された場合；
- 8) 法律によって、又は当事者の契約によってこの種の紛争に規定がある場合に、原告によって訴訟前の紛争解決手続（請求手続）が遵守されず、そのような紛争処理の可能性が失われてしまった場合。

第87条 事件に関する手続を打ち切る方法と結果

事件に関する手続の打ち切りについて経済裁判所は決定を下す。

経済裁判所の決定においては、事件参加者間の訴訟費用の分担、国庫からの国の手数料の返還の問題を解決することができる。

事件に関する手続を打ち切った場合には、同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由で紛争を再び経済裁判所に訴え出することは許されない。

事件に関する手続の打ち切りについての経済裁判所の決定に対しては不服申立て（異議申立て）をすることができる。

第10章 審理なしの訴えの放置

第88条 審理なしに訴えを放置する事由

経済裁判所は、以下に挙げる場合に、審理なしに訴えを放置する：

- 1) 同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関する事件が通常裁判所、経済裁判所、仲裁裁判所の手続にある場合；
- 2) 当該紛争を仲裁裁判所での解決のために移送することについての事件参加者の合意があり、仲裁裁判所への訴えの可能性が失われておらず、かつ、経済裁判所における事件審理に異議を唱える被告が、紛争の本質に関わる少なくとも1回目の申請で、仲裁裁判所での解決のために紛争を移送することについての請願を行う場合；
- 3) 訴状に署名がなされていない場合、署名されていても署名権をもたない者又は職位が明示されていない者による場合；
- 4) 法若しくは契約に従って、債務は銀行若しくは他の金融機関を通じて受け取らなければならないときに、原告が被告から債務を受け取るために銀行又は他の金融機関に出向かなかつた場合；

- 5) この種の紛争のために法律によって規定があるか、又は契約によってその規定があるときに、原告によって被告との間の訴訟前の紛争解決手続（請求手続）が遵守されなかった場合；
- 6) 原告が経済裁判所の法廷に出頭せず、かつ、原告不参加での事件審理についての申請を行わなかった場合；
- 7) 国家登録制度の拒否又はその忌避についての申請を検討する際に、権利についての紛争が発生したことが明らかになる場合；
- 8) 法的意義を有する事実の究明についての申請を検討する際に、権利についての紛争が発生したことが明らかになる場合；
- 9) 検察官が原告の利益のために訴えを提起したが、当該原告が訴えを取り下げた場合。

第89条 審理なしに訴えを放置する方法と結果

審理なしの訴えの放置については、経済裁判所は、決定を下す。

経済裁判所の決定においては、事件参加者間の訴訟費用の分担、国庫からの国の手数料の返還の問題を解決することができる。

審理なしの訴えの放置についての決定に対しては不服申立て（異議申立て）をすることができる。

審理なしに訴えを放置する理由となった状況が排除された後、原告は、再び経済裁判所に対し一般的な手続で訴えをすることができる。

第11章 訴訟費用

第90条 訴訟費用の構成

訴訟費用は、国の手数料及びその他の事件審理に関連した費用からなる。すなわち、裁判所決定の送付に関わる郵送費、経済裁判所が依頼した鑑定、証人の召喚、現場での証拠検証に支払った金額、その他の事件審理に関連した費用である。

裁判所決定の送付に関わる郵送費の見込額は、経済裁判所によって決定され、原告が経済裁判所の預金口座に払い込まなければならない。

第91条 国の手数料

以下に挙げるものに対して国の手数料が支払われる：

- 1) 訴状；
- 2) 団体及び市民の破産の認定に関する申請；
- 3) 紛争の対象に対して独立の請求を申し立てる第三者として事件に加わることに關しての申請；
- 4) 法的意義を有する事実の究明に関する申請；
- 5) 経済裁判所判決、事件に関する手続の打ち切り、

審理なしの訴えの放置，訴訟罰則金の賦課に対する控訴申立て及び破棄申立て；

- 6) 仲裁裁判所判決の強制執行を求める執行状の発行に関しての申請；
- 7) 仲裁裁判所判決の強制執行を求める執行状の発行及び執行状発行の却下についての経済裁判所決定に対する控訴申立て及び破棄申立て；

訴訟請求の規模が拡大された場合には，国の手数料の不足額は，判決の際に，増額された訴訟額に従って徴収される。訴訟額が減額された場合には，支払われた手数料は返還されない。

国の手数料の額，その支払いの免除及びその減額については，法によって定める。

特別の場合に裁判所は，原告の申請に従って，その資産状況に鑑みて手数料支払いを延納又は分納にする権利を有する。

第92条 訴訟額

訴訟額は，次のように算定される：

- 1) 金銭の徴収についての訴訟に関しては，徴収金額に基づいて；
- 2) それにより徴収が抗弁を認めない(受諾を必要としない)取立手続で行われる執行文書又は他の文書を執行すべきでないとするに認めることについての訴訟に関しては，争われている金額に基づいて；
- 3) 財産の返還請求についての訴訟に関しては，財産の価値に基づいて；
- 4) 土地の返還請求についての訴訟に関しては，設定された価格，それが無い場合には市場価格に準じた地価に基づいて。

訴訟額には，訴状に示された違約金額(罰金，延滞料)も含まれる。

複数の独立した請求からなる訴訟額は，すべての請求の総計から算定される。

訴訟額が正しく明示されていない場合には，訴訟額は経済裁判所によって算定される。

第93条 国の手数料の返還

国の手数料は，法に定める場合に返還される。

経済裁判所の裁判所決定には国の手数料の全額又は部分的返還の理由となる状況が明示される。

手数料は支払われたものの，経済裁判所に届いていないか，若しくは経済裁判所によって返却された申請，控訴申立て若しくは破棄申立てについて，又は手数料の全額若しくは部分的返還を規定している裁判所決定については，手数料の返還は裁判所が発行する証明書に基づいて行われる。

第94条 鑑定人，証人及び通訳者に支払われる金銭の支払

鑑定人，証人及び通訳者には，経済裁判所への出頭に関連して負担した移動費用，住居賃貸費用が補償され，かつ，日当が支払われる。

鑑定人及び通訳者は，経済裁判所の依頼で行った業務に対して，それが職務の範囲には含まれない場合には，報酬を受け取る。

証人として経済裁判所に召喚された市民には，裁判所への出頭に関連した時間の損失にともなう支出が補償される。

証人及び鑑定人に対して支払われるべき金額は，その依頼を申請した事件参加者があらかじめ経済裁判所の預金口座に納付する。依頼が両当事者からなされる場合には，必要な金額は，両当事者により等分して納付される。裁判所の指示で補足的な鑑定が依頼される場合には，支払われるべき金額は，裁判所により預金口座から鑑定人に対して支払われる。この金額は，本法典第95条に従って，事件参加者より徴収され，裁判所の預金口座に繰り込まれる。鑑定人，証人及び通訳者に支払われる金額は，その職務が遂行された後に経済裁判所により支払われる。

支払いの手續及び支払金額は法により定められる。

第95条 訴訟費用の分担

訴訟費用は，認められた訴訟請求の規模に比例して事件参加者が負担する。

所定の手續で原告がその支払いを免除された国の手数料は，被告が手数料支払いの免除をされてない場合には，認められた訴訟請求の規模に比例して被告から徴収され共和国予算の歳入とされる。

この種の紛争のために法律又は契約によって規定された訴訟前の紛争解決手続(請求手続)に事件参加者が違反(請求の放置，請求された文書の不送付)した結果として事件が発生した場合には，経済裁判所はこの事件参加者に，事件の結果に関わらず，訴訟費用を負担させる権利を有する。

訴訟費用の分担について事件参加者に合意があるときは，経済裁判所は，この合意にしたがって決定を行う。

控訴申立て，破棄申立ての申請に関連して事件参加者が負担した訴訟費用は，本条において記述された規則に従って分担される。

第12章 訴訟期間

第96条 訴訟期間の設定及び算定

訴訟行為は，本法典又は他の法律によって設定された期間に行われるが，訴訟期間が設定されていない場合には，経済裁判所により指定される。

訴訟行為を行うための期間は，正確なカレンダーの日付によって，必ず到来する出来事を示すことに

よって決められるか、又はその間に行為を行うことのできる期間によって決められる。

年、月若しくは日で算定される訴訟期間の流れは、その初めと決められたカレンダーの日付、又は出来事の到来の日の翌日に始まる。

第97条 訴訟期間の終了

年を単位に算定される期間は、設定期間最終年の適当な月日に終了する。月を単位に算定される期間は、設定期間最終月の適当な日に終了する。月を単位に算定される期間の終了が、適当な日をもたない月に当たる場合には、この月の最終日に期間が終了する。

期間の最終日が休日に当たる場合には、それに続く最初の就労日が期間終了日と見なされる。

訴訟行為は設定期間最終日の24時まで行うことができる。控訴申立て、破棄申立て又は他の書類が期間最終日の24時まで郵便事業者に引き渡された場合には、期間を逸してしまつたとはみなさない。

第98条 訴訟期間の停止

事件に関する手続の停止とともに、すべての過ぎ去っていない訴訟期間の流れは停止される。事件に関する手続が再開された日から訴訟期間の流れは継続される。

第99条 訴訟期間の回復及び延長

事件参加者の申請により、本法典又は他の法律により設定された訴訟期間が過ぎてしまった理由を経済裁判所がやむを得ぬものと認めた場合には、経済裁判所は過ぎてしまった期間を回復させる。

過ぎてしまった期間の回復については、経済裁判所の第一審判決、決定又は第二審以後の判決において明示される。期間回復の却下については、決定が下される。

訴訟期間回復の却下についての経済裁判所決定に対しては不服申立て(異議申立て)をすることができる。

経済裁判所によって指定された訴訟期間は、経済裁判所がこれを延長することができる。

第13章 訴訟罰則金

第100条 罰則金の賦課

罰則金は、本法典及び他の法律が定める場合並びに額で、経済裁判所が賦課する。

第101条 罰則金の賦課の検討手続

罰則金賦課は、経済裁判所の法廷で決する。

罰則金賦課に関して審理される者に対しては、法廷の時間及び場所について配達通知付き書留郵便

で通知する。通知を受けた者がしかるべく出頭しなくとも、罰則金賦課の検討を妨げない。

罰則金賦課の検討結果に従って、経済裁判所は決定を下す。

罰則金賦課に関する経済裁判所の決定に対しては、不服申立て(異議申立て)をすることができる。

第2編 経済裁判所第一審の訴訟手続

第14章 裁判所命令

第102条 裁判所命令に基づく債務の徴収

裁判所命令は、金銭の徴収について、債務者の財産に対する徴収の開始について、又は争いのない債務による債務者からの財産の返還請求についての債権者の申請に従って発せられる裁判官の決定である。

裁判所命令は、執行文書の効力を有する。裁判所命令による徴収は、命令が発せられた後10日間が経過して、裁判所決定執行のために定められた方法で行う。

第103条 裁判所命令が発せられる要件

裁判所命令は、以下に挙げる場合に一人の裁判官により単独に発せられる：

- 1) 団体及び市民の財産に対して行われる税金、賦課金並びに国庫への義務的な支払いの滞納処分開始についての請求がなされた場合；
- 2) 文書上の認定に基づく負債の徴収についての要求が申請された場合；
- 3) 支払い不履行、引受拒絶及び引受けに日付がないことにおいて、公証人により行われた手形の引受拒絶に要求に基づく場合；
- 4) リース貸主からの財産の返還請求の申立てがリース貸主によりなされた場合。

第104条 申請書の形式及び内容

申請書は、裁判権の一般規則に従い書面で経済裁判所に提出する。申請書は、債権者又はその代理人が署名する。代理人が署名した申請書には、委任状を添付する。

申請書には、以下に掲げる事項を明示しなければならない：

- 1) 申請書を提出する経済裁判所の名称；
- 2) 債権者、債務者の氏名又は名称及びその住所；
- 3) 法を援用した債権者の請求；
- 4) 請求の原因及びそれを裏付ける証拠；
- 5) 徴収される金額の計算。リース対象物の返還

請求がなされた場合は、リース契約によって定められた支払の未払分からリース契約期間の残りの期間におけるリース貸主の収入を差し引いた金額の計算；

6) 添付文書一覧。

第105条 裁判所命令発行に関する申請書の複写の債務者への手交

債権者は、裁判所命令発行に関する申請書提出の際に、債務者に対し、この申請書の複写を手交しなければならない。

第106条 国の手数料

裁判所命令発行に関する申請には、一般的な手続で裁判所に訴え出た際に争われている金額をもとに算定された率の50パーセントに相当する額の国の手数料を支払う。

裁判所命令発行に関する申請の受理が拒否された場合には、債権者の払い込んだ手数料は、一般的な手続で債権者が債務者に対して訴えを提起した際に、支払うべき手数料の内金とする。

第107条 申請書受理を拒否する根拠

裁判官は、以下に掲げる場合には、裁判所命令発行に関する申請の受理を拒否する：

- 1) 申請された請求が本法典第103条の規定するところではない場合；
- 2) 申請書が本法典第104条に定める要件を満たすことなく出された場合；
- 3) 申請された請求を裏付ける文書が提出されなかった場合；
- 4) 申請書の複写を債務者に手交した証拠が提出されなかった場合；
- 5) 申請された請求に国の手数料の支払いがない場合；

申請書受理の拒否について裁判官は、決定を下す。

申請書受理の拒否についての決定に対しては、不服の申立てをすることができる。

申請書受理の拒否は、同一の請求について、債権者が一般的な手続で訴えを提起する可能性を妨げない。

第108条 申請書に対する意見書

債務者は、裁判所命令発行に関する申請書の複写を手交されたときから10日間以内に、債権者の請求に対する反論を裏付ける書類を添付した意見書を経済裁判所に提出する権利を有する。

所定の期間内に債務者が意見書を提出しないこと、及び債務者が申請された請求に同意することは、裁判所命令発行の根拠となる。

意見書は、債務者又はその代理人が署名する。代

理人が署名した意見書には委任状を添付する。

第109条 裁判所命令発行の手続及びその拒否の根拠

裁判官は、法廷審理、債務者及び債権者の召喚並びに債務者及び債権者の説明の聴取を行うことなく裁判所命令を発する。

裁判官は、以下に掲げる場合には、裁判所命令の発付を拒否する：

- 1) 債務者が申請された請求に不同意である場合；
- 2) 提出された文書に基づいて解決することが不可能である権利についての紛争の存在が認められる場合。

裁判所命令発付の拒否について裁判官は決定を下す。

裁判所命令発付の拒否についての決定に対しては、不服の申立てをすることができる。

裁判所命令発付の拒否は、同一の請求について、一般的な手続で訴えを提起する可能性を妨げない。

第110条 裁判所命令の内容

裁判所命令には、以下に掲げる事項を明示しなければならない：

- 1) 経済裁判所の名称及び命令発付日；
- 2) 事件番号、裁判官の苗字及びイニシャル、請求の対象；
- 3) 債権者及び債務者の氏名又は名称及びその住所；
- 4) 徴収される金額又はその価格を明示した返還請求される財産；
- 5) 支払いの必要がある場合には、違約金；
- 6) 債権者又は国のために債務者から徴収される国の手数料の額。

裁判所命令は、裁判官が2部署名し、うち1部は事件記録に編綴し、他の1部、は経済裁判所の公印を押捺して債権者に発する。

第111条 裁判所命令の破棄

債務者は、債権者の請求に対して所定の時間内に反論の申請をする可能性を正当な理由によりもたなかった場合には、裁判所命令発付の日から10日間以内に、同じ裁判所に対して裁判所命令の破棄に関する申請書を提出する権利を有する。この場合には、裁判官が命令を破棄し、その後債権者の請求は一般的な手続で審理することができる。

裁判所命令の破棄の拒否についての決定に対しては、不服の申立てをすることができる。

第15章 訴えの提起

第112条 訴状の形式及び内容

訴状は、書面で経済裁判所に提出する。訴状は、原告又はその代理人が署名する。

訴状には、以下に掲げるものを明示しなければならない：

- 1) 訴状を提出する経済裁判所の名称；
- 2) 事件参加者の氏名又は名称及びその郵便用の住所；
- 3) 訴えが評価に付される場合には、訴訟額；
- 4) 訴えに係る請求の原因；
- 5) 訴えに係る請求の根拠を裏付ける証拠；
- 6) 徴収される金額又は争われている金額の算定方法；
- 7) 法を援用した原告の請求又は複数の被告に対する訴えの提起の場合にはその各々に対する請求；
- 8) この種の紛争のために法律又は契約によって規定があるときには、被告との間で訴訟前の紛争解決手続（請求手続）が遵守されたことについての資料；
- 9) 添付文書一覧。

訴状には、正しい紛争解決のために必要であれば他の資料、又は原告の元にある請願も明示する。

第113条 訴状の複写及びその添付文書の送付

原告は、訴えの提起をする際に、他の事件参加者に対し、事件参加者が保有していない訴状の複写及びその添付文書の複写を送付しなければならない。

第114条 訴状に添付される文書

訴状には、以下を裏付ける文書を添付する：

- 1) 所定の手続及び額でなされた国の手数料の支払い；
- 2) 訴状及びその添付文書の複写の送付；
- 3) この種の紛争のために法律又は契約により規定がある場合に、被告との間で訴訟前の紛争解決手続（請求手続）の遵守
- 4) 訴えに係る請求の原因；

訴状が原告の代理人により署名された場合には、代理人が訴えの提起を行うことの権限を裏付ける委任状を添付する。

契約締結の強制に関する訴状には、契約書案を添付する。

第115条 複数の訴訟請求の併合及び分離

原告は、一つの訴状の中で、互いに関係し合う複数の訴えに係る請求を併合する権利を有する。

経済裁判所は、同じ者が参加する複数の類似事件を一つの事件手続に併合する権利を有する。

経済裁判所は、一つ又は複数の併合された請求を別の事件手続に分離する権利を有する。

事件の併合及び請求を別の事件手続に分離する

ことについて、経済裁判所は決定を下す。

第116条 訴状の受理

訴状の受理については、裁判官が単独で解決する。

裁判官は、本法典により定められた要件を満たして提出された訴状を経済裁判所の手続のために受理しなければならない。

訴状の受理については、裁判官は、それが届いた日から10日間以内に決定を下す。この決定の内容は、法廷での審理に向けた事件準備についての決定の中に記述することができる。

第117条 訴状受理の拒否

裁判官は、以下に挙げる場合に訴状の受理を拒否する：

- 1) 紛争が経済裁判所で審理されるべきものでない場合；
- 2) 同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関してなされた法的効力を発した判決がある場合、事件手続の打ち切りについて経済裁判所の決定がある場合、又は和解の認定について通常裁判所の判決若しくは決定がある場合；
- 3) 経済裁判所、通常裁判所、仲裁裁判所の手続に、同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関する事件がある場合；
- 4) 経済裁判所が、仲裁裁判所判決の強制執行のために執行状を発付することを拒絶し、事件を、判決を下した仲裁裁判所に新しい審理のために差戻したが、同じ仲裁裁判所での事件審理が不可能となった場合を除いて、同一の者の間で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関してなされた仲裁裁判所の法的効力を発した判決がある場合。

訴状受理の拒否について裁判官は、それが届いてから5日以内に決定を下し、その決定は事件参加者に送付する。原告に送付する決定には訴訟資料を添付する。

訴状受理の拒否についての決定に対しては、不服申立て（異議申立て）をすることができる。決定が破棄された場合には、訴状は、最初に経済裁判所に訴え出た日に提出されたものとみなす。

第118条 訴状の返却

裁判官は、以下に掲げる場合には、訴状とその添付文書を返却する：

- 1) 本法典第112条に定める訴状の形式及び内容が遵守されていない場合；
- 2) 訴状に署名がなされていない場合、署名されていても署名権をもたない者又は職位が明示

されていない者による場合；

- 3) 事件が当該経済裁判所の裁判権に属していない場合；
- 4) 他の事件参加者に訴状の複写を送付した証拠が提出されなかった場合；
- 5) 所定の方法若しくは額でなされた国の手数料その他の裁判費用の支払いを裏付ける文書が提出されなかった場合、又は法律により国の手数料支払いの延納若しくは分納が可能であるときに、これについての請願がない若しくは請願が却下された場合；
- 6) この種の紛争のために法律又は契約によって規定がある場合において、原告が被告との訴訟前の紛争解決手続(請求手続)を遵守したことを裏付ける文書を提出しなかった場合；
- 7) 一つの訴状に一人又は複数の被告に対する複数の請求が併合されているが、この請求が互いに関連していない場合；
- 8) 法又は契約に従って、債務は銀行又は他の金融機関を通じて受け取らなければならない場合において、被告から債務を受け取るために銀行又は他の金融機関に出向いたという証拠が提出されなかった場合；
- 9) 訴状を手続のために受理することについての決定がなされる前に、原告から訴状の返却についての申請が届いた場合。

訴状の返却について、裁判官はそれが届いてから5日以内に決定を下す。

訴状の返却についての決定に対しては、不服申立て(異議申立て)をすることができる。決定が破棄された場合には、訴状は、最初に経済裁判所に訴え出た日に提出されたものとみなす。

訴状の返却は、犯された誤りを排除した後に再び訴状をもって一般的な手続で経済裁判所に訴え出ることを妨げない。

第119条 訴状に対する意見書

事件参加者は、経済裁判所に、訴えに対する反論を裏付ける文書を添付して、事件審理期日までに意見書が届く期間内に訴状に対する意見書並びに他の事件参加者にその意見書及び事件参加者が保有していない文書の複写を発送したという証拠を送付する権利を有する。

意見書には以下の事項が示される：

- 1) 意見書を送付する経済裁判所の名称；
 - 2) 原告の氏名又は名称及び事件の番号；
 - 3) 訴えに係る請求を争う場合には、法若しくは反論を基礎付ける証拠を援用して、原告の請求の全部又は一部を争う理由；
 - 4) 意見書に添付する文書の一覧；
 - 5) 他の資料及び被告が保有する請願書。
- 意見書は、事件参加者又はその代理人が署名す

る。

代理人が署名した意見書には、代理人が事務を行う権限を裏付ける委任状を添付する。

第120条 反訴の提起

被告は、事件に関し判決が下される前に、原告に対し、本訴と一緒に審理するために反訴を提起する権利を有する。

反訴の提起は、訴えの提起に関する一般的規則に従って行う。

反訴は、以下に掲げる場合に受理される：

- 1) 反訴の請求が本訴の請求の算定方法に対して向けられている場合；
- 2) 反訴の認容が、本訴の認容の全体又は一部を排除する場合；
- 3) 反訴と本訴との間に相互関係があり、それらを一緒に審理することがより迅速で正しい紛争の審理を導く場合。

第121条 事件係属中の住所変更

事件参加者は、事件係属中の自らの住所変更について、経済裁判所に通知しなければならない。その通知がない場合には、訴訟関係文書は、経済裁判所が知るところの最後の住所に宛てて送付し、受取人がこの住所にもはや存在しない、又は住んでいないにもかかわらず到達したものとみなす。

第16章 法廷審理に向けた事件準備

第122条 法廷審理に向けた事件準備に関する裁判官の行為

法廷審理に向けた事件準備に際して、裁判官は、訴状が届いてから10日間以内に以下に掲げる行為を行う：

- 1) 事件に他の被告又は第三者を参加させるか否かを検討する；
- 2) 事件の手続について利害関係者に通知する；
- 3) 事件参加者、他の団体、その公務員に、紛争解決のために意義を有する文書及び資料の提出を含む、一定の行為を行うよう要求する；
- 4) 証拠の関係性と許容性を検証する；
- 5) 証人を召喚する；
- 6) 鑑定への依頼についての問題を検討する；
- 7) 他の経済裁判所に訴訟手続を囑託する；
- 8) 事件参加者を召喚する；
- 9) 当事者の和解に向けた措置を取る；
- 10) 事件に参加する団体の幹部を、説明を行わせるために召喚することについて決する；
- 11) 保全処分に関して措置を取る。

裁判官は正しく、かつ、所定の時間内に紛争解決を確保するために他の行為も行う。

第123条 法廷審理に向けた事件準備についての決定

法廷審理に向けた事件準備について、裁判官は決定を下す。その決定には、事件準備に関しての行為、法廷審理に向けた事件の指定、法廷審理の時間及び場所について示される。

第124条 通知と召喚

事件参加者は、法廷審理の時間及び場所について、配達通知付き書留郵便で送付される裁判所の決定によって通知を受ける。

法廷の他の参加者は、必要な場合には、召喚状、電報、ファックス、テレタイプその他の通信手段を通じて、裁判所の決定によって通知され裁判所に召喚される。

第17章 法廷審理

第125条 事件審理の期間

法廷審理に向けた事件準備についての決定の日から1か月以内に事件を審理し、かつ、判決を下さなければならない。

特別な場合には、事件審理の期間は経済裁判所長が延長することができる。ただし、その期間は1か月を超えない。

第126条 経済裁判所の法廷

事件審理は、経済裁判所の法廷において行う。

法廷において議長を務める裁判官は、以下に掲げることを行う：

- 1) 経済裁判を開廷し、どの事件が審理に付されるか宣言する；
- 2) 事件参加者、及び経済訴訟手続の他の参加者の法廷への出頭、その権限、法廷に出頭しなかった者にしかるべく通知を行ったか、出頭しなかった理由についてどのような情報があるかを確認する；
- 3) 裁判の構成を宣言し、だれが検事、鑑定人、裁判所書記官又は通訳者として参加するか通知し、事件参加者に対し忌避を申請する権利について説明を行う；
- 4) 出頭した証人をその尋問が始まるまで法廷から退廷させる；
- 5) 事件参加者及び経済訴訟手続の他の参加者に対し、その訴訟上の権利と義務について説明を行う；
- 6) 通訳者に対しては、明らかに不正確な通訳に対する責任について、鑑定人に対しては、明らかに虚偽の結論を出すこと又は結論を出すことの拒否に対する責任について、証人に対して

は、明らかに虚偽の証言を行うこと又は証言を行うことの拒否若しくは回避に対する責任について、告知する；

- 7) 審理の進行及び証拠調べの手続を決める；
- 8) 事件にとり意義を有する状況の解明をしながら、訴訟を指揮する；
- 9) 法廷においてしかるべく秩序が確保されるよう措置を取る。

法廷に居合わせる者は、メモを取り、速記録又は音声記録を取る権利を有する。映画撮影、写真撮影、ビデオ撮影又は法廷のラジオ若しくはテレビでの中継は、事件を審理する裁判所の許可があれば許される。

第127条 経済裁判所の法廷における秩序

裁判官が法廷に入廷する際、法廷に居合わせるすべての者は起立する。経済裁判所の判決は、法廷にいる者すべてが起立して聴く。

事件参加者、並びに経済訴訟手続の他の参加者は、経済裁判所に対して起立して説明及び証言を行う。この規則からの逸脱が許されるのは、裁判長の許可がある場合に限られる。

開廷中に秩序が乱された場合には、裁判長が経済裁判所の名において、秩序を乱す行為を行った者に対し警告を発する。再び秩序が乱された場合には、この者を裁判長の命により退廷させることができる。

第128条 証拠調べ及び審理の連続性

事件審理において、経済裁判所は事件に関して証拠調べを行う。事件参加者の説明、証人の証言、鑑定人の結論を聴き、証拠書類を精査し、証拠物を検証する。

事件審理は、不変の裁判構成で行う。事件審理の過程で裁判官の一人が交代する場合には、審理は最初から行わなければならない。

審理は、それぞれの事件につき、休憩のために定められる時間を除いて、間断なく行う。特別な場合には、経済裁判所は3日以内の法廷の中断を宣言する権利を有する。

事件に関して判決が下されるまで、又は事件の審理が延期されるまで、経済裁判所は、他の事件を審理する権利を有しない。

第129条 事件参加者の申請及び請願の経済裁判所による解決

新しい証拠の請求及び事件審理に関連するすべての他の問題に関する事件参加者の申請及び請願は、他の事件参加者の意見を聴取した後に経済裁判所が決する。

申請及び請願の検討結果により、経済裁判所は決定を下す。

第130条 訴状に対する意見書若しくは補足的証拠が提出されなかった場合又は事件参加者の参加がない場合の紛争の解決

裁判官が事件参加者に対して提出するよう命じた訴状に対する意見書又は補足的証拠が提出されなくとも、現有の資料によって事件審理を行うことを妨げない。

しかるべく事件審理の時間と場所を通知された被告が経済裁判所の法廷に出頭しない場合において、被告欠席のまま紛争を解決することができる。

しかるべく事件審理の時間と場所を通知された原告が経済裁判所の法廷に出頭しない場合において、原告欠席のまま事件審理を行う旨の原告による申請があるときは、原告欠席のまま紛争を解決することができる。

第131条 事件審理の延期

事件参加者、証人、鑑定人、通訳者のうち出頭しない者がいる場合、又は補足的証拠の提出の必要性がある場合など、当該法廷では事件の審理が行えない場合には、経済裁判所は事件審理を延期する権利を有する。

事件審理の延期については決定が下される。

経済裁判の新しい審理の時間及び場所については、経済訴訟手続の参加者は、配達通知付き郵便で送付される決定又は他の文書により通知を受ける。

延期の後の新しい事件審理は、最初から始められる。

第132条 当事者の和解

当事者の和解の合意は、当事者により書面でなされる。

和解は経済裁判所により確定され、それについて決定が下される。決定には、事件に関する手続の打ち切りが明示される。

第133条 事件審理の終了

すべての証拠調べの後、裁判長は法廷において事件参加者に対し、事件に関する補足的資料を保有しているかどうかを明らかにする。そのような申請がない場合には、裁判長は事件の証拠調べの終了を宣言し、経済裁判所裁判官は、判決を採択するために退廷する。

第134条 裁判記録

法廷及び法廷外において、個々の訴訟上の行為が行われる場合には、裁判記録が作成される。

法廷の裁判記録には、以下に掲げる事項を明示する：

- 1) 審理が行われた年月日及び場所；
- 2) 事件を審理する裁判所の名称、裁判の構成、

裁判所書記官；

- 3) 事件の名称；
- 4) 事件参加者及び経済訴訟手続の他の参加者の出頭に関する記録；
- 5) 事件参加者及び経済訴訟手続の他の参加者に対して行われた訴訟上の権利並びに義務についての告知に関する記録；
- 6) 法廷から退廷することなく裁判所によって下された決定；
- 7) 事件参加者の口頭による申請及び請願；
- 8) 証人の証言、結論についての鑑定人の口頭による説明；
- 9) 個々の訴訟上の行為が行われた際に得られたデータ。

裁判記録は、裁判所書記官によって、法廷内で、又は個々の訴訟上の行為が法廷外において行われる際に、作成される。裁判記録は、審理の翌日のうちに、又は当該訴訟行為がなされた直後に、裁判長及び裁判所書記官によって署名されなければならない。

経済訴訟手続の参加者は、法廷又は訴訟上の行為の裁判記録を閲覧し、裁判記録の署名から3日以内に裁判記録作成の完全さ及び正確さに関し意見を提出する権利を有する。

裁判記録に対する意見の受理又は却下について裁判官は決定を下す。

第18章 経済裁判所の判決

第135条 判決の採択

紛争の解決に当たり、経済裁判所は、本質において判決を採択する。経済裁判所の判決は合法的かつ根拠のあるものでなければならない。経済裁判所は、判決を法廷で取り調べた証拠によってのみ基礎付ける。

判決は、法廷における事件審理終了後、離れた部屋で採択する。判決採択時に部屋に所在することができるのは、事件を審理した経済裁判所の構成に加わった裁判官のみである。

事件が合議制により審理された場合には、経済裁判所の判決は多数決により採択される。

第136条 判決採択の際に解決される問題

判決採択に当たり、経済裁判所は：

- 1) 証拠を評価する；
- 2) 事件にとり意義を持つどのような状況が立証され、どのような状況が立証されなかったか判断する；
- 3) 事件参加者が引き合いに出すどの法令が本件において適用すべきでないか決定する；
- 4) どの法令が本件において適用すべきであるか

判断する；

- 5) 事件参加者の権利及び義務がいかなるものであるか明らかにする；
- 6) 訴えが認容されるべきであるかどうか決定する。

経済裁判所は、協議時に、補足的な証拠調べを行うこと、又は事件にとり意義を持つ状況の解明を継続することが必要であると認めれば、事件審理を再開する。

第137条 判決の記述

判決は、法廷における裁判長又は事件を審理した裁判構成に含まれる他の裁判官が書面で作成し、審理に参加したすべての裁判官が署名する。

第138条 判決の内容

経済裁判所は、ウズベキスタン共和国の名において判決を採択する。

経済裁判所の判決は、冒頭、記述、理由説明及び結論の部分からなる。

判決の冒頭部分は、判決を採択した経済裁判所の名称、裁判構成、裁判所書記官、事件番号、事件審理の期日及び場所、事件参加者の名、紛争の対象並びに権限を明示した審理の出席者の姓を含まなければならない。

判決の記述部分は、訴状、訴状に対する意見書、その他の説明書及び事件参加者の申請書の概要を含まなければならない。

判決の理由説明部分には、経済裁判所によって明らかにされた事件の状況、この状況についての経済裁判所の結論が立脚する証拠、経済裁判所が証拠を却下し事件参加者が援用する法令を適用しない論拠及び判決採択の際に裁判所が従った法令を明示する。

判決の結論部分は、申請された各訴えに係る請求の認容又は認容の拒否についての結論を含まなければならない。

一つの事件に複数の原告及び被告が参加した場合には、それぞれにつきどのように紛争が解決されたか判決の中で明示される。

本訴及び反訴が全面的又は部分的に認容された場合には、判決の結論部分には算定の結果として徴収されるべき金額を明示する。

判決の結論部分には、事件参加者間の訴訟費用の分担、判決に対する不服申立ての期間及び手続を明示する。

経済裁判所が判決の執行方法を確定する場合、又はその執行の確保のために措置を取る場合には、それについて判決の中で明示する。

第139条 金銭の徴収及び財産の引渡しに関する判決

金銭の徴収に関する訴えを認容するときは、経済裁判所は、判決の結論部分に基本的な債務、損害、違約金(罰金及び延滞料)の個々の算定とともに、徴収すべき金額の総額を明示する。

財産の引渡しの場合には、経済裁判所は、引き渡される財産の名称、その価格及び所在地を明示する。

第140条 執行文書又は他の文書の執行力を争う事件の判決

公証人の執行状に基づく場合など、抗弁を認めない(受諾を必要としない)取立手続で徴収を可能にする執行文書又は他の文書の執行力を争う紛争に関する訴えを認容する場合には、判決の結論部分に執行すべきでない文書の名称、番号及び日付並びに控除されるべきでない金額を明示する。

第141条 契約の締結又は変更に関する判決

契約の締結又は変更に際して発生した紛争に関しては、争点となっている契約条件ごとに判決を結論部分で明示し、また、契約締結の強制に関する紛争については、当事者が契約締結の義務を負う条件を明示する。

第142条 一定の行為の実行を被告に義務付ける判決

財産の引渡し若しくは金銭の徴収とは関係しない一定の行為の実行を被告に義務付ける判決を採択するときは、経済裁判所は、判決の結論部分で、だが、どこで、いつ、又はどれほどの時間にわたってこれらの行為を実行する義務を負うか明示する。

経済裁判所は、必要に応じて、被告が判決を執行しない場合に原告が被告負担で被告から必要な費用を徴収するという形でしかるべき行為を実行する権利を有する旨を明示することができる。

本条で示された行為が被告によってのみ実行され得るものである場合には、経済裁判所は、判決の中で判決が執行されなければならない期間を設定する。

第143条 国家機関及び自治体機関の法令の有効性を争う事件に関する判決

国家機関及び自治体機関の法令の有効性を争う事件に関しては、判決の結論部分には、以下に掲げる事項を含まなければならない：

- 1) 法令の名称、番号、公布日、他の必須事項及びそれを発した機関についての情報；
- 2) 法令の全部若しくは一部の無効の認定、又は申請者の請求の全部若しくは一部の棄却についての指示。

国家登録の拒否又は登録の回避の違法確認請求を認容するときは、経済裁判所は、判決の結論部分

で、関連する国家機関にそのような登録を行うよう義務づける。

第144条 法的意義を有する事実の究明に関する経済裁判所の判決

法的意義を有する事実の究明についての申請が経済裁判所によって認容されるときは、判決の中で究明された事実が記述されなければならない。

法的意義を有する事実の究明に関する経済裁判所の判決は、そのような事実の登録のため、又は究明された事実に関連して発生する権利を関連機関が定式化するための根拠となる。

第145条 判決の言渡し

判決は、その署名の後、事件が審理された法廷と同じ法廷で裁判長により言い渡される。特に複雑な事件など特別な場合には、判決の理由説明の作成を3日以内の期限で延期することができるが、判決の結論部分は事件審理が終了した法廷と同じ法廷で言い渡される。それと同時に裁判長は、いつ事件参加者が判決の理由説明を閲覧できるか言い渡す。

言い渡された判決の結論部分は、すべての裁判官が署名し、事件書類に編綴しなければならない。

法廷の裁判長は、経済裁判所判決に対する不服申立ての手續を説明する。

第146条 判決の発効

経済裁判所の判決は、それが採択されてから1か月後に効力を発する。

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所の判決は、それが採択されたと同時に効力を発する。

控訴申立てがなされたが判決が破棄されなかった場合には、その判決は、控訴審判決がなされたと同時に法的効力を発する。

経済裁判所の判決は、それが効力を発した後に執行される。

国家機関、自治体機関の法令の無効確認判決、又は和解の認定に関する決定は、直ちに執行しなければならない。

第147条 判決執行の保障

経済裁判所は、事件参加者の申請により本法典第7章が定める規則に従って、判決執行の保障に関して措置を取る。

第148条 事件参加者への判決の送付

経済裁判所の判決は、それが採択された日から5日以内に、事件参加者に配達通知付き書留郵便で送付し、又は受領証と引き替えに手交する。

第149条 補充判決

判決を採択した経済裁判所は、以下に掲げる場合

には補充判決を採択する：

- 1) 事件参加者がそれに関して証拠を提出した何らかの請求について判決が採択されなかった場合；
- 2) 権利についての問題を解決した裁判所が、支払い決定された金額、引き渡すべき財産の額又は被告が行わなければならない行為を明示しなかった場合；
- 3) 訴訟費用についての問題が解決されていない場合。

補充判決の採択についての問題は、判決が発効する前に提起することができる。

補充判決の採択についての問題は、法廷で解決する。事件参加者は、審理の時間と場所について配達通知付き書留郵便で通知を受ける。しかるべく通知された事件参加者が出頭しないことは、問題の検討を妨げない。

補充判決の採択を拒否する場合には、決定が下される。

補充判決の採択を拒否することについての経済裁判所の決定に対しては、不服の申立て(異議申立て)をすることができる。

第150条 判決の解説 誤記、誤植及び計算間違いの訂正

判決が不明瞭な場合には、紛争を解決した経済裁判所は、事件参加者又は裁判所執行官の申請により、判決内容を変えることなく判決の解説を行い、又は、事件参加者の申請若しくは自らの発意により、判決の本質には触れることなく、誤記、誤植及び計算間違いの訂正を行う権利を有する。

判決の解説及び誤記、誤植又は計算間違いの訂正については、決定が下される。

決定に対しては、不服の申立て(異議申立て)をすることができる。

第19章 経済裁判所の決定

第151条 決定及びその内容

経済裁判所は、事件審理の延期、事件に関する手續の停止、打切り、審理なしの訴えの放置の場合、及び本法典が定める場合に、個々の裁判所決定の形で決定を下す。

個々の裁判所決定の形で下される決定には、以下に掲げる事項を明示しなければならない：

- 1) 経済裁判所の名称、事件の番号、決定を下した日付、裁判の構成、裁判所書記官、紛争の対象；
- 2) 事件参加者の氏名又は名称；
- 3) 決定が下された問題；
- 4) 経済裁判所がその結論に達した理由及び法令

の引用

5) 審理される問題に関する結論

法廷における事件審理の際に経済裁判所は、法廷での審理の過程での解決を要する問題に関しては、個々の裁判所決定の形で手続を踏まずに決定を下す権利を有する。決定は口頭で言い渡し、法廷の裁判記録に記録する。決定には、決定が下される問題、裁判所がその結論に達した理由及び審理される問題についての結論を明示する。

第152条 特別決定

紛争の審理に際して、団体、国家機関及び他の機関、公務員又は市民の活動において法令違反のあることが明らかになった場合には、経済裁判所は、特別決定を採択する権利を有する。

特別決定は、関連する団体、国家機関及び他の機関、公務員、市民に送付され、送付を受けた者は、1か月以内にどのような措置を取ったかについて経済裁判所に通知する義務を負う。

特別決定に対しては、不服申立てをすることができる。

経済紛争の審理において裁判所が公務員の行為中に犯罪兆候を発見した場合、裁判所は刑事事件を提起し、損害賠償の確保のために当該公務員に属する財産を差し押さえる。

第153条 決定の送付

経済裁判所が個々の裁判所決定の形で決定を下す場合には、決定は、事件参加者及び決定に関わる他の者に決定が下されてから5日以内に送付し、又は受領証と引き替えに手交する。

本法典に従い不服申立てをすることができる決定は、事件参加者及び決定に関わる他の者に、配達通知付き書留郵便にて送付する。

第20章 個々の種類の事件に関する手続の特質

第154条 団体及び市民の破産に関する事件の審理

団体及び市民の破産に関する事件は、破産法の定める特質を踏まえて、本法典の定める規則に従い経済裁判所が審理する。

第155条 法的意義を有する事実の究明に関する事件の審理

法的意義を有する事実の究明に関する申請は、本法典第112条の定める規則に従う。

申請者がこの事実を証明する、しかるべき文書を他の方法で入手することが不可能である場合、又は紛失若しくは廃棄された文書を再生することが不可能である場合には、経済裁判所は、法的意義を有する

事実を究明する。

法的意義を有する事実の究明に関する事件は、本法典の定める手続で経済裁判所が審理する。

第3編 第一審判決の再審手続

第21章 控訴審の手続

第156条 控訴権(異議権)

事件参加者は、法的効力を発していない経済裁判所の第一審判決に対して控訴(異議)を申し立てる権利を有する。

第157条 控訴申立て(異議申立て)を審理する経済裁判所

控訴申立て(異議申立て)の審理は、第一審で判決を採択した経済裁判所の控訴審が行う。

第158条 控訴(異議)提起の期間

控訴の申立て(異議申立て)は、経済裁判所による第一審判決採択後1か月以内に提起する。

第159条 控訴申立て(異議申立て)の内容

控訴申立て(異議申立て)においては、以下に掲げる事項を明示しなければならない：

- 1) 申立ての宛先である経済裁判所の名称；
- 2) 申立てをする者の氏名又は名称；
- 3) 申立てがなされる第一審判決を採択した経済裁判所の名称、事件番号及び第一審判決採択の日付、紛争の対象；
- 4) 申立てをする者の請求並びに法令及び事件資料を引用した上で申請者が第一審判決を不当であるとする根拠；
- 5) 申立てに添付する文書の一覧。

控訴申立ては、申立てをする者又はその代理人が署名し、異議申立ては、検察官が署名する。代理人が署名した申立てには、本件に関して委任状が以前に提出されなかった場合には、裁判所の決定に対して申立てを行う権限を裏付ける委任状を添付する。

申立てには、国の手数料支払いの証拠及び他の事件参加者に申立ての複写を発送した証拠を添付する。

第160条 事件参加者に対する控訴申立て(異議申立て)の複写の送付

控訴申立て(異議申立て)を提起する者は、他の事件参加者に対し、彼らが保有していない申立て及びその添付文書の複写を送付する。

第161条 控訴申立て(異議申立て)に対する意見

書

事件参加者は、控訴申立て(異議申立て)の複写を受領した後、控訴申立て(異議申立て)の審理期日までに意見書が届く期間内に、経済裁判所に対し申立てに対する意見書、及び意見書の複写を他の事件参加者に発送した証拠を送付する権利を有する。

意見書は、事件参加者又はその代理人が署名する。代理人が署名した意見書には、代理人が事務を行う権限を裏付ける委任状を添付する。

意見書には、以前に提出されていない文書を添付することができる。この場合には、意見書には他の事件参加者に対して事件参加者が保有していないこの文書の複写を送付した証拠を添付する。

第162条 控訴申立て(異議申立て)の返却

控訴申立て(異議申立て)は、以下に掲げる場合には裁判官によって返却される:

- 1) 控訴申立て(異議申立て)に署名がなされていない場合、又は署名されていても署名権をもたない者又は職位が明示されていない者による場合;
- 2) 控訴申立て(異議申立て)の複写を事件参加者に発送した証拠が控訴申立て(異議申立て)に添付されていない場合;
- 3) 所定の方法及び額でなされた国の手数料の支払いを裏付ける文書が控訴申立てに添付されていない場合、又は法律により国の手数料支払いの延納若しくは納分が可能である場合において、これについての請願がなく、若しくは請願が却下された場合;
- 4) 控訴申立て(異議申立て)が所定の期間終了後に提起され、徒過した期間の回復を求める請願を含んでいない場合;
- 5) 控訴申立て(異議申立て)受理についての決定を事件参加者に発送する前に、申立てを提起した者から控訴申立て(異議申立て)の返却についての申請が届いた場合。

控訴申立て(異議申立て)の返却については決定が下される。

控訴申立て(異議申立て)の返却についての決定に対しては、破棄申立て(異議申立て)を提起することができる。

申立てを提起した者は、本条第1項の第1, 2, 3号に挙げられた状況を排除した後に、一般的な手続により再び経済裁判所に控訴を申し立てる(異議を申し立てる)権利を有する。

第163条 控訴申立(異議申立)受理についての決定

控訴申立(異議申立)受理については、裁判官が決定を下す。

決定には、控訴申立て(異議申立て)を審理する時間及び場所を明示する。

決定は、配達通知付き書留郵便にて事件参加者に送付する。

第164条 控訴審における事件審理の手続

控訴審において、事件は、第一審の経済裁判所による事件審理規則に従って、本章で定める特質を踏まえて審理される。この際に、第一審のためにのみ規定された規則は適用されない。

第165条 控訴申立ての放棄・異議申立ての撤回

控訴申立てを提起した者は、控訴審判決が下される前に控訴申立てを放棄する権利を有する。

裁判所は本法典第40条の第4項で定める理由により、申立ての放棄を却下し、事件を控訴審手続で審理する権利を有する。

異議を申し立てた検察官及び上級の検察官は、裁判法廷の開始までに、異議申立てを撤回することができる。異議申立ての撤回については、事件参加者に通知される。

申立ての放棄を受理した又は異議申立てが撤回された場合、第一審判決に対する他の者による不服申立てが無い限り、裁判所は、控訴審における手続を打ち切る。

控訴審における手続の打ち切りについて、経済裁判所は決定を下す。

第166条 控訴審における事件審理の範囲

控訴審における事件の審理に際し、経済裁判所は、事件の既存の証拠及び補足的に提出された証拠によって再び事件を審理する。申請者が、自らには関わりのない理由で第一審においてはそれを提出することが不可能であったことを根拠づけた場合には、経済裁判所は補足的な証拠を採用する。

裁判所は、控訴申立て(異議申立て)の理由には拘束されず、第一審判決の合法性及び妥当性を全面的に検証する。

控訴審においては、第一審の事件審理の際には提起されなかった新しい請求は採用されず、審理されない。

第167条 控訴申立て(異議申立て)の審理期間

経済裁判所の第一審判決に対する控訴申立て(異議申立て)は、それが経済裁判所に届いた日から1か月以内に審理される。

第168条 控訴審の権限

経済裁判所は、控訴審において事件を審理し、以下に掲げることを行う権利を有する:

- 1) 裁判所の第一審判決を変更せず、控訴(異議)を棄却する;

- 2) 第一審判決の全部又は一部を破棄し、新しい判決を採択する；
- 3) 第一審判決を変更する；
- 4) 第一審判決の全部若しくは一部を破棄して事件に関する手続を打ち切り、又は全部若しくは一部の訴えを審理しないで放置する；
- 5) 本法典第170条第2項が定める根拠がある場合、判決を破棄し、新たな審理のために事件を移送する。

第169条 第一審判決の変更又は破棄の根拠

経済裁判所の第一審判決を変更し、又は破棄する根拠となるのは、以下に掲げた通りである：

- 1) 事件にとり意義を有する状況の不完全な解明；
- 2) 経済裁判所が究明したものとみなした事件にとり意義を有する状況の立証が不十分であること；
- 3) 第一審判決の中で記述された結論が事件の状況と不一致であること；
- 4) 実体法規若しくは訴訟法規の違反又は誤った適用

第170条 訴訟法規の違反又は誤った適用

訴訟法規の違反又は誤った適用は、この違反が誤った第一審判決の採択をもたらした場合又はもたらす可能性があった場合には、第一審判決の変更又は破棄の根拠となる。

訴訟法規の違反又は誤った適用は、以下に掲げる場合には、いずれの場合においても、経済裁判所の第一審判決破棄の根拠となる：

- 1) 事件が違法な構成の裁判によって審理された場合；
- 2) 審理の時間及び場所についてしかるべく通知されなかった事件参加者のいずれかが欠席のまま、裁判所によって事件が審理された場合；
- 3) 事件審理の際、訴訟手続が行われる言語についての規則の違反があった場合；
- 4) 裁判所が、事件に参加していない者の権利及び義務に関する第一審判決を採択した場合。これらの者は、本法典の定める手続に従って、このような第一審判決に対して不服申立てをする権利を有する；
- 5) 第一審判決が裁判官のうちのいずれかによって署名されなかった場合、又は第一審判決に明示された裁判官ではない裁判官によって署名されている場合；
- 6) 第一審判決が、事件審理を行った裁判の構成に含まれていない裁判官によって採択された場合；
- 7) 事件において法廷の裁判記録が存在しない場合、又はそれが本法典第134条第3項に明示された者によって署名されていない場合。

第171条 控訴審の判決

控訴申立て(異議申立て)の審理の結果に従い、控訴審判決が採択され、すべての裁判官が署名する。

控訴審判決には、以下に掲げる事項を明示しなければならない：

- 1) 控訴審判決を採択した経済裁判所の名称、控訴審判決採択の日付、事件番号、控訴審判決を採択した裁判の構成、裁判所書記官、法廷における出席者の姓及びその権限、第一審判決採択の日付及びそれを採択した裁判官の姓；
- 2) 事件参加者の氏名又は名称、控訴申立て(異議申立て)を提起した者の氏名又は名称；
- 3) 採択された第一審判決の本質の概要；
- 4) 第一審判決の合法性及び妥当性を検証するという問題が提起された理由；
- 5) 控訴申立て(異議申立て)に対する意見書に記述された論拠；
- 6) 法廷に出席した者の説明；
- 7) 経済裁判所により究明された事実、これらの状況について経済裁判所の結論が依拠した証拠、経済裁判所が証拠を採用せず事件参加者が援用した法令の適用を行わない理由及び控訴審判決採択の際に裁判所が従った法令；
- 8) 第一審裁判所の判決を破棄し、又は変更するに際し、第一審裁判所の結論に控訴審裁判所が同意しなかった理由；
- 9) 控訴申立て(異議申立て)の審理の結果に関する結論；
- 10) 当事者間の訴訟費用分担

控訴審判決は、その採択の時点から効力を発する。

控訴審判決は、事件参加者に、その採択の日から5日以内に配達通知付き書留郵便によって送付し、又は受領証と引き替えに手交する。

控訴審判決に対しては、不服申立て(異議申立て)をすることができる。

第172条 経済裁判所決定に対する控訴申立て(異議申立て)

経済裁判所の決定に対しては、本法典の定める場合に不服申立て(異議申立て)をすることができる。

経済裁判所の決定に対する控訴申立て(異議申立て)は、裁判所の第一審判決に対する控訴申立て(異議申立て)の審理のために規定された手続で審理する。

訴状受理の拒否に関する決定、訴状の返却に関する決定、事件に関する手続停止の決定、事件に関する手続打ち切りの決定、審理なしの訴えの放置に関する決定が控訴審の経済裁判所によって破棄された

場合には、事件は、第一審裁判所の審理に移送される。

第22章 破棄審における手続

第173条 破棄申立ての権利

法的効力を発した経済裁判所の第一審判決及び控訴審判決に対して、事件参加者は破棄申立て、検事は異議申立てを提起する権利を有する。

第174条 破棄審において第一審判決の合法性を検証する経済裁判所

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所は、カラカルパクスタン共和国、州、タンケント市の裁判所により第一審及び控訴審で採択された第一審判決並びに控訴審判決の合法性を検証する。

最高経済裁判所の幹部会は、この裁判所により第一審で採択された判決を検証する。

第175条 破棄申立て(異議申立て)の提起手続

破棄申立て(異議申立て)は、第一審判決、控訴審判決を採択した経済裁判所を通してウズベキスタン共和国最高経済裁判所に提起される。

第一審判決、控訴審判決を採択した経済裁判所は、それが届いた日から5日以内にウズベキスタン共和国最高経済裁判所に事件とともに破棄申立て(異議申立て)を送付する義務を負う。

第176条 破棄申立て(異議申立て)の提起期間

破棄申立て(異議申立て)は、経済裁判所の第一審判決又は控訴審判決が法的効力を発してから1か月以内に提起することができる。

第177条 破棄申立て(異議申立て)の内容

破棄申立て(異議申立て)には、以下に掲げる事項を明示しなければならない：

- 1) 破棄申立て(異議申立て)が向けられている経済裁判所の名称；
- 2) 破棄申立て(異議申立て)を提起する者及び事件参加者の氏名又は名称；
- 3) 破棄申立て(異議申立て)が提起された第一審判決又は控訴審判決を採択した経済裁判所の名称、事件番号及び第一審判決、控訴審判決の採択の日付、紛争の対象；
- 4) 破棄申立て(異議申立て)を提起する者の請求、及び実体法規若しくは訴訟法規の違反又は誤った適用がどこにあるかという指摘；
- 5) 破棄申立て(異議申立て)に添付する文書の一覧。

破棄申立て(異議申立て)においては、事件の状況の立証が不十分であること、又は第一審判決若しく

は控訴審判決において記述された事件参加者の実質的な相互関係についての結論が事件の状況と不一致であることに依拠することは許されない。

破棄申立て書は、破棄申立てを提起する者、又はその代理人が署名する。代理人が署名した破棄申立てには、本件に関して委任状が以前に提出されなかった場合には、裁判所の決定に対して申立てを行う権限を裏付ける委任状を添付する。

破棄申立てには、国の手数料の支払い及び申立ての複写を他の事件参加者に送付したことを裏付ける文書を添付する。

第178条 破棄申立て(異議申立て)の複写の事件参加者への送付

破棄申立て(異議申立て)を提起する者は、他の事件参加者に対し、破棄申立て(異議申立て)の複写及び事件参加者が保有していないその添付文書の複写を送付する。

第179条 破棄申立て(異議申立て)に対する意見書

事件参加者は、破棄申立て(異議申立て)の複写を受領した後、破棄申立て(異議申立て)の審理期日までに意見書が届く期間内に、経済裁判所に対し申立てに対する意見書、及び意見書の複写を他の事件参加者に発送したという証拠を送付する権利を有する。

意見書は、事件参加者又はその代理人が署名する。代理人が署名した意見書には代理人が事務を行う権限を裏付ける委任状を添付する。

第180条 破棄申立て(異議申立て)の返却

破棄申立て(異議申立て)は、以下に掲げる場合には返却される：

- 1) 破棄申立て(異議申立て)に署名がなされていない場合、署名されていても署名権をもたない者又は職位が明示されていない者による場合；
- 2) 破棄申立て(異議申立て)が第一審判決を採択した経済裁判所を通さずに送付された場合；
- 3) 破棄申立て(異議申立て)にその複写を事件参加者に送付した証拠が添付されていない場合；
- 4) 所定の方法若しくは額でなされた国の手数料の支払いを裏付ける文書が破棄申立て(異議申立て)に添付されなかった場合、又は法律により国の手数料支払いの延納若しくは分納が可能である場合において、これについての請願がなく若しくは請願が却下された場合；
- 5) 破棄申立て(異議申立て)が所定の期間終了後に提起され、徒過した期間の回復を求める請願を含んでいない場合；
- 6) 破棄申立て(異議申立て)が、実体法規若し

くは訴訟法規範の違反又は誤った適用がどこにあるかという指摘を含んでいない場合；

- 7) 破棄申立て(異議申立て)を手続のために受理することについての決定が事件参加者に送付される前に、破棄申立て(異議申立て)を提起した者から申立ての返却についての申請が届いた場合。

破棄申立て(異議申立て)は、第一審の裁判所裁判官により返却される。破棄申立て(異議申立て)が返却される理由が破棄審において明らかにされた場合には、返却はこの審級の裁判所裁判官が行う。

破棄申立て(異議申立て)の返却については決定が下される。

第一審の裁判官によって下された破棄申立て(異議申立て)返却についての決定に対しては、破棄審に不服申立て(異議申立て)をすることができる。

破棄申立て(異議申立て)を提起した者は、本条第一項の第1, 2, 3, 4, 6号に挙げられた状況を排除した後に、一般的な手続で再び経済裁判所に破棄申立て(異議申立て)をする権利を有する。

第181条 破棄申立て(異議申立て)受理についての決定

破棄申立て(異議申立て)を手続のために受理することについて、裁判官は決定を下す。

決定には、破棄申立て(異議申立て)審理の場所及び時間を明示する。

決定は、事件参加者に、配達通知付き書留郵便にて送付する。

第182条 第一審判決、控訴審判決の執行の停止

破棄審の経済裁判所は、事件参加者の請願によって、破棄審における事件の手続が終了するまで、第一審及び控訴審の裁判所で採択された第一審判決並びに控訴審判決の執行を停止する権利を有する。

第183条 破棄審における事件審理の手続

破棄審において、事件は第一審の経済裁判所による事件審理規則に従って、本章で定める特質を踏まえて審理される。この際に、第一審のためにのみ規定された規則は適用されない。

第184条 破棄申立ての放棄・異議申立ての撤回

破棄申立てを提起した者は、破棄審判決が下される前に破棄申立てを放棄する権利を有する。

裁判所は本法典第40条の第4項で定める理由により、申立ての放棄を却下し、事件を破棄審手続で審理する権利を有する。

異議申立てを提起した検事及び上級の検事は審理が始まる前に異議申立てを撤回する権利を有する。異議申立ての撤回については事件参加者に通知される。

破棄申立ての放棄を受理する際、又は異議申立てを撤回する際には、第一審判決、控訴審判決に対する他の事件参加者による申立てがなければ、裁判所は破棄審における手続を打ち切る。

破棄審における手続の打ち切りについて、経済裁判所は決定を下す。

第185条 破棄申立て(異議申立て)の審理期間

経済裁判所の第一審判決又は控訴審判決に対する破棄申立て(異議申立て)は、事件とともにそれがウズベキスタン共和国最高経済裁判所に届いた日から1か月以内に審理される。

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所判決に対する破棄申立て(異議申立て)は、最高経済裁判所幹部会が1か月以内に審理する。

第186条 破棄審における事件審理の範囲

破棄審における事件審理の際に、経済裁判所は、第一審及び控訴審の経済裁判所による実体法規範及び訴訟法規範の適用の正当性を検証する。

第187条 破棄審の権限

破棄審の経済裁判所は、事件を審理し、以下のことを行う権利を有する：

- 1) 第一審判決及び(又は)控訴審判決を変更せず、破棄申立て(異議申立て)を棄却する；
- 2) 第一審判決及び(又は)控訴審判決の全部又は一部を破棄し、新しい判決を採択する；
- 3) 採択された第一審判決又は控訴審判決が十分な根拠を持たない場合には、第一審判決及び(又は)控訴審判決を破棄し、第一審判決及び(又は)控訴審判決が破棄された経済裁判所の審級で新しく審理するため事件を移送する；
- 4) 第一審判決及び(又は)控訴審判決を変更する；
- 5) 第一審判決及び(若しくは)控訴審判決を全面的若しくは部分的に破棄して事件に関する手続を打ち切り、又は全部若しくは一部の訴えを審理なしに放置する；
- 6) 以前に採択された第一審判決又は控訴審判決のうちの一つを有効とする。

第188条 第一審判決若しくは控訴審判決を変更又は破棄する根拠

経済裁判所の第一審判決又は控訴審判決を変更し、又は破棄する根拠となるのは、実体法規範又は訴訟法規範の違反又は誤った適用である。

訴訟法規範の違反又は誤った適用は、この違反が誤った第一審判決の採択をもたらした場合又はもたらす可能性があった場合には、第一審判決又は控訴審判決の変更又は破棄の根拠となる。

訴訟法規範の違反又は誤った適用は、以下に掲げる場合には、第一審判決又は控訴審判決を破棄する根拠となる：

- 1) 事件が違法な構成の裁判によって審理された場合；
- 2) 審理の時間及び場所についてしかるべく通知されなかった事件参加者のいずれかが欠席のまま、経済裁判所によって事件が審理された場合；
- 3) 事件審理の際、訴訟手続が行われる言語についての規則の違反があった場合；
- 4) 第一審判決又は控訴審判決を採択する際に経済裁判所が従った法令の引用が、第一審判決又は控訴審判決に欠如している場合；
- 5) 経済裁判所が、事件に参加していない者の権利又は義務に関する第一審判決又は控訴審判決を採択した場合。これらの者は、本法典の定める手続に従って、このような第一審判決又は控訴審判決に対して不服を申立てる権利を有する；
- 6) 第一審判決若しくは控訴審判決が裁判官のうちのいずれかによって署名されなかった場合、又は第一審判決若しくは控訴審判決に明示された裁判官ではない裁判官によって署名されている場合；
- 7) 第一審判決が、事件審理を行った裁判の構成に含まれていない裁判官によって採択された場合；
- 8) 事件において法廷の裁判記録が存在していない場合、又はそれが本法典第134条第3項に明示された者によって署名されていない場合。

第189条 破棄審の判決

破棄申立て(異議申立て)の審理の結果、破棄審判決を採択し、すべての裁判官が署名する。

破棄審判決には、以下に掲げる事項を明示しなければならない：

- 1) 破棄審判決を採択した経済裁判所の名称、事件番号及び破棄審判決採択の日付、破棄審判決を採択した裁判の構成、法廷における出席者の姓及びその権限；
- 2) 破棄申立て(異議申立て)を提起した者及び事件参加者の氏名又は名称；
- 3) 第一審及び控訴審で事件を審理した経済裁判所の名称、事件の番号、第一審判決及び控訴審判決採択の日付、それらを採択した裁判官の姓；
- 4) 採択された第一審判決及び控訴審判決の内容の概略；
- 5) 第一審判決及び控訴審判決の合法性を検証する問題が提起された理由；
- 6) 破棄申立て(異議申立て)に対する意見書に

記述された論拠

- 7) 法廷に出席した者の説明；
- 8) 事件参加者が援用した法令を経済裁判所が適用しない理由及び破棄審判決採択の際に裁判所が従った法令；
- 9) 第一審判決及び控訴審判決の破棄又は変更の際に、破棄審の裁判所が第一審又は控訴審の裁判所の結論に同意しなかった理由；
- 10) 破棄申立て(異議申立て)の審理の結果に関する結論；
- 11) 事件参加者が行わなければならない行為及び事件が新しい審理のために送付される場合に経済裁判所が行わなければならない行為；
- 12) 事件参加者間の訴訟費用の分担。

破棄審判決は、事件参加者に、採択の日から5日以内に、配達通知付き書留郵便にて送付し、又は受領証と引換えに手交する。

破棄審判決は、その採択の時点から法的効力を発し、それに対し不服申立てをすることはできない。

第190条 破棄審の指示の拘束力

破棄審判決で記述された、破棄審において事件を審理した経済裁判所の指示は、この事件を再び審理する裁判所にとり、拘束力を持つ。

破棄審において事件を審理する経済裁判所は、何らかの証拠の確実性又は不確実性について、ある証拠が他の証拠より優れているということについて、新しい事件審理の際にどのような判決が採択されなければならないかについての問題を予断をもって決めておく権利を有しない。

第191条 経済裁判所の決定に対する破棄申立て(異議申立て)

経済裁判所の決定に対しては、本法典の定める場合に、破棄手続で不服申立て(異議申立て)をすることができる。

経済裁判所の決定に対する破棄申立て(異議申立て)は、第一審判決及び控訴審判決に対する破棄申立ての審理のために規定された手続で審理される。

第23章 監督手続

第192条 経済裁判所の第一審判決及び控訴審判決の監督手続による再審

ウズベキスタン共和国経済裁判所の法的効力を発した第一審判決及び第二審以後の判決は、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会の判決を除き、本法典第193条に明示された公務員の異議申立てにより、監督手続で再審することができる。

第193条 異議申立権者

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会判決を除き、ウズベキスタン共和国経済裁判所の法的効力を発したあらゆる第一審判決及び第二審以後の判決に対して、異議申立てを行う権利を有するのは、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所長官並びに副長官、ウズベキスタン共和国検事総長並びに次長検事である。

第194条 第一審判決及び第二審以後の判決の執行の停止

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所は、本法典第193条に明示された者による異議申立てに際し、監督手続での手続が終了するまで、関連する第一審判決及び第二審以後の判決の執行を停止することができる。

第195条 異議申立てにより監督手続で事件を審理する経済裁判所

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会は、すべての経済裁判所の第一審判決及び第二審以後の判決に対し、異議申立てにより、監督手続で事件を審理する。

第196条 事件記録の取り寄せ

本法典第193条に列挙された公務員は、監督手続で異議申立てを提起するための根拠が存在するかどうかの問題を解決するために、関連の経済裁判所から事件記録を取り寄せる権利を有する。

第197条 異議申立ての提起

事件参加者の申請に関連する場合を含め、異議申立てを提起する根拠が存在する場合に、本法典第193条に明示された公務員は、異議申立てを提起し、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会に事件記録とともにそれを送付する。法的効力を発した経済裁判所の第一審判決及び第二審以後の判決に対する異議申立ての提起についての申請は、控訴審又は破棄審の裁判所における事件審理の後に提出することができる。異議申立てを提起する根拠の欠如については、申請者に通知する。

異議申立ての複写は、事件参加者に送付する。

監督手続で異議申立てを提起した公務員は、事件審理の開始前にそれを撤回する権利を有する。異議申立ての撤回については事件参加者に通知する。

第198条 異議申立ての審理手続

異議申立ての審理の際に、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会は、事件の状況及び異議申立ての理由について最高経済裁判所裁判官の報告を聴く。

幹部会会議での説明を行うために、事件参加者を召喚することができる。この場合には、事件参加者に

幹部会会議の時間及び場所についての通知を送付する。事件参加者が出頭しなくとも、事件の審理を妨げない。

監督手続での事件審理には、ウズベキスタン共和国検事総長若しくは次長検事が参加し、自らが提起した異議申立てを維持し、又はウズベキスタン共和国最高経済裁判所長官若しくは副長官の異議申立てにより審理される事件について判断を述べる。

第199条 監督手続での事件の再審についてのウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会の権限

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会は、監督手続で事件を審理し、以下のことを行う権利を有する：

- 1) 経済裁判所の第一審判決又は第二審以後の判決を変更せず、異議申立てを棄却する；
- 2) 第一審判決又は第二審以後の判決の全部又は一部を破棄し、事件を新しい審理に付する；
- 3) 第一審判決又は第二審以後の判決を変更し又は破棄し、事件を新しい審理に付することなく、新しい判決を採択する；
- 4) 第一審判決若しくは第二審以後の判決の全部若しくは一部を破棄して事件の手続を打ち切り、又は全部若しくは一部の訴えを審理なしに放置する；
- 5) 事件について以前に採択された第一審判決又は第二審以後の判決のうち一つを有効とする。

第200条 第一審判決若しくは第二審以後の判決を変更又は破棄する根拠

監督手続において第一審判決若しくは第二審以後の判決を変更又は破棄する根拠となるのは、裁判所決定の違法性又は根拠の欠如である。

本質において正しい経済裁判所の第一審判決又は第二審以後の判決を、形式的な根拠にのみ基づいて破棄することはできない。

第201条 監督審判決の採択手続

監督手続における事件審理の結果、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所幹部会は判決を採択する。判決は、幹部会に出席する構成員総数のうち、過半数が採択に賛成票を投じた場合に採択されたものとみなす。幹部会構成員は、投票を棄権する権利を有しない。

幹部会の判決は、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所長官が署名する。

幹部会の判決は、その採択の時点から効力を発する。

幹部会の判決は、採択の日から5日以内に、事件参加者に、配達通知付き書留郵便にて送付する。

第202条 監督手続で事件を審理した経済裁判所の指示の拘束力

第一審判決又は第二審以後の判決を破棄する判決で記述された、監督手続で事件を審理した経済裁判所の指示は、この事件を再び審理する経済裁判所にとり、拘束力をもつ。

監督手続において事件を審理する経済裁判所は、第一審判決又は第二審以後の判決において立証されていない、又は退けられた状況を究明し、又は立証されたものとみなす権利を有せず、何らかの証拠の確実性若しくは不確実性について、ある証拠が他の証拠より優れているということについて、新しい事件審理の際にどのような判決が採択されなければならないかについての問題を予断をもって決めておく権利を有しない。

第203条 経済裁判所の決定に対する異議申立て及び監督手続での再審

法的効力を発した経済裁判所の決定に対しては、本法典によりそれに対する不服申立てが規定されている場合、又は決定がその後の事件の進展を妨げるものである場合には、異議申立てを行い、判決とは別に監督手続での再審を行うことができる。

経済裁判所決定に対する異議申立ては、裁判所の第一審判決又は第二審以後の判決に対する異議申立てを審理するために規定された手続で審理される。

第24章 法的効力を発した経済裁判所の裁判所決定の新しく発見された状況に基づく再審

第204条 再審の根拠

経済裁判所は自らが採択し、法的効力を発した裁判所決定を、新しく発見された状況に基づいて再審することができる。

新しく発見された状況に基づいて裁判所決定を再審する根拠となるのは、以下に掲げる通りである：

- 1) 申請者には知られておらず、かつ、知ることができなかった、事件の本質に関わる状況；
- 2) 法的効力を発した裁判所の判決により立証された、違法な、又は根拠のない裁判所決定の採択を導いた、証人の明らかな偽証、鑑定人の明らかな偽りの結論、明らかな不正確な通訳又は文書若しくは証拠物の偽造；
- 3) 法的効力を発した裁判所の判決により立証された、当該事件審理の際に行われた事件参加者、その代理人又は裁判官の犯罪行為；
- 4) 当該判決の採択の根拠となった、経済裁判所の裁判所決定、裁判所の判決、又は他機関の決定の破棄。

第205条 申請書提出の手続と期間

法的効力を発した裁判所決定を新しく発見された状況に基づいて再審することについての申請書は、裁判所決定再審のための根拠となる状況が明らかにされた日から1か月以内に、事件参加者が、この決定を採択した経済裁判所に対し提出することができる。

申請書には、事件参加者に対し申請書及びその添付文書の複写を送付したことを裏付ける文書を添付する。

申請書が所定の期間終了後に提出され、かつ、徒過した期間の回復を求める請願がない場合、又は他の事件参加者に申請書及びその添付文書の複写を送付したことを裏付ける文書が提出されていない場合には、申請書は裁判官により申請者に返却される。

申請書の返却については決定が下される。

決定に対しては、不服申立て(異議申立て)をすることができる。

第206条 法的効力を発した裁判所決定を新しく発見された状況に基づいて再審する経済裁判所

第一審で採択され、法的効力を発した判決又は決定は、この判決又は決定を採択した経済裁判所によって再審される。

それによって裁判所決定が変更され、又は新しい裁判所決定が採択された、控訴審、破棄審又は監督審の判決及び決定の新しく発見された状況に基づく再審は、裁判所決定が変更され、又は新しい裁判所決定が採択された審級の経済裁判所で行われる。

第207条 申請の審理

法的効力を発した裁判所決定を、新しく発見された状況に基づいて再審することについての申請は、それが届いた日から1か月以内に経済裁判所が法廷で審理する。申請者及び他の事件参加者は、配達通知付き書留郵便によって審理の時間及び場所について通知を受ける。しかしながら、彼らが出頭しないことは申請の審理を妨げない。

第208条 事件の再審についての経済裁判所の決定

経済裁判所は、法的効力を発した裁判所決定を、新しく発見された状況に基づいて再審することについての申請を審理し、申請を認め、裁判所決定を破棄し、又は再審を拒否する。

裁判所決定を新しく発見された状況に基づいて再審することについての申請を認めることを拒否する経済裁判所の決定に対しては、不服申立て(異議申立て)をすることができる。

裁判所決定を破棄する場合には、事件は、本法典で定める規則に従って、経済裁判所によって審理さ

れる。

第4編 裁判所決定の執行

第209条 裁判所決定の執行の手続

法的効力を発した裁判所決定は、本法典及び他の法律が定める方法で、ウズベキスタン共和国のすべての領土内において、すべての国家機関、自治体機関、団体、公務員及び市民によって執行される。

第210条 執行状

裁判所決定の強制的執行は、この決定を採択した経済裁判所によって発せられる執行状に基づいて行われる。

執行状は裁判所決定の発効後、徴収者に発する。歳入となる金銭徴収のための執行状は、債務者の所在地に従って税務機関に送付する。

金銭徴収のための執行状は、徴収者により銀行その他の金融機関に送付され、又は他の場合には裁判所執行官に送付される。

第211条 一件の裁判所決定に関する複数の執行状の発行

裁判所決定が、複数の原告に有利に若しくは複数の被告に不利に採択された場合、又は執行が様々な場所で行われなければならない場合には、当該執行状で執行されるべき裁判所決定の部分を明示した複数の執行状が発せられる。

第212条 執行状の内容

執行状には、以下の事項が明示されなければならない：

- 1) 執行状を発した経済裁判所の名称；
- 2) 執行状が発せられた事件及び事件番号；
- 3) 執行されるべき裁判所決定の採択の日付；
- 4) 債権者及び債務者の氏名又は名称及びその住所；
- 5) 裁判所決定の結論部分；
- 6) 裁判所決定が発効する日付；
- 7) 執行状発付の日付及びその有効期間

執行状発付の前に、経済裁判所により裁判所決定執行の猶予又は分割が与えられた場合には、執行状には執行状の有効期間の始期を明示する。

執行状は裁判官が署名し、経済裁判所の公印を押捺する。

第213条 執行状を執行へ向けて提示する期間

執行状は、裁判所決定が発効した日、執行の猶予若しくは分割の際に定められた期間が終了した日、又は執行へ向けて執行状を提示するための徒過した期間の回復について決定が下された日から6か月以

内に、執行へ向けて提示することができる。

裁判所決定の執行が停止された場合には、停止されていた時間は、執行状を執行へ向けて提示する6か月の期間に加算されない。

第214条 執行状を執行へ向けて提示する期間の中断

執行状を執行へ向けて提示する期間は、執行へ向けて執行状を提示することによって、又は裁判所決定の部分的執行によって中断される。

執行が不可能であるために債権者に執行状が返却される場合には、執行状提示のための新しい期間は返却の日から計算される。

第215条 執行状を執行へ向けて提示する徒過した期間の回復

執行状を執行へ向けて提示する期間が、経済裁判所が認めるやむを得ない理由で徒過した場合には、徒過した期間を回復させることができる。

徒過した期間の回復を求める申請は、裁判所決定を採択した経済裁判所に提出する。申請は、債権者及び債務者に配達通知付き書留郵便にて通知した上で、経済裁判所の法廷で審理する。しかしながら、彼らが出頭しないことは申請審理を妨げない。

申請審理の結果に従って、決定が下され、債権者及び債務者に送付される。

決定に対しては、不服申立て(異議申立て)をすることができる。

第216条 執行状の謄本の発行

執行状を紛失した場合には、裁判所決定を採択した経済裁判所は、債権者の申請があれば謄本を発することができる。その申請は、執行状を執行へ向けて提示する所定の期間が終了するまでに提出することができる。その申請は、債権者及び債務者に配達通知付き書留郵便にて通知した上で、経済裁判所の法廷で審理する。しかしながら、彼らが出頭しないことは申請審理を妨げない。

申請審理の結果に従って、決定が下され、債権者及び債務者に送付される。

決定に対しては、不服申立て(異議申立て)をすることができる。

第217条 裁判所決定執行の猶予又は分割、その執行方法及び手続の変更

経済裁判所は、債権者、債務者若しくは裁判所執行官の申請があれば、裁判所決定の執行を猶予又は分割し、その執行方法及び手続を変更する権利を有する。

債務者に執行の猶予又は分割を与えながら、経済裁判所は、本法典第7章に定める方法で、裁判所決定執行の保障のために措置を取ることができる。

裁判所決定執行の猶予又は分割について、その執行方法及び手続の変更についての問題は、債権者及び債務者に配達通知付き書留郵便にて通知した上で、経済裁判所の法廷で審理する。

申請審理の結果に従って、決定が下され、債権者及び債務者に送付される。

決定に対しては、不服申立て(異議申立て)をすることができる。

第218条 裁判所決定の不履行に対する責任

裁判所決定(執行状)が提示された銀行その他の金融機関による金銭徴収に関する裁判所決定の不履行に対して、銀行その他の金融機関には、徴収されるべき金額の50パーセント以下の罰金が経済裁判所により課される。

その行為の履行を委ねられた者が、裁判所決定(執行状)に明示された行為を履行しないことに対して、この者には、最低賃金の200倍以下の罰金が課される。

罰金の支払いによって、裁判所決定執行の義務を免れることにはならない。

第219条 裁判所決定執行の巻き戻し

執行された裁判所決定が変更又は破棄された上、訴えの全部若しくは一部を棄却する新しい裁判所決定が採択され、事件に関する手続が打ち切れ、又は訴えが審理なしに放置された場合には、原告に有利に被告から徴収されたすべてのものは、破棄された裁判所決定又は関連した部分に変更された裁判所決定に従って、被告に返却される。

執行されていない裁判所決定が変更又は破棄された上、訴えの全部若しくは一部を棄却する新しい裁判所決定が採択され、事件に関する手続が打ち切れ、又は訴えの全部若しくは一部が審理なしに放置された場合には、経済裁判所は、破棄された裁判所決定又は関連した部分に変更された裁判所決定に従って、徴収の全部又は一部の打ち切りについて裁判所決定を採択する。

第220条 裁判所決定執行の巻き戻しに関する問題の解決

裁判所決定執行の巻き戻しに関する問題は、新しい裁判所決定を採択した経済裁判所が解決する。

裁判所決定を破棄又は変更する判決に、その執行の巻き戻しについての指示がない場合には、被告は、第一審の経済裁判所に、関連する申請を提出する権利を有する。

裁判所決定執行の巻き戻しに関する被告の申請を審理した結果に従って、決定が下される。

経済裁判所は、団体、市民の申請によって、徴収された金銭、財産又はその価格を返却するための執行状を発する。申請には、以前に採択された裁判所

決定が執行されたことを裏付ける文書を添付する。

第5編 外国の団体、国際団体及び企業活動を行う外国人、無国籍者が参加する事件に関する手続

第221条 外国の団体、国際団体及び企業活動を行う外国人、無国籍者の訴訟上の権利

外国の団体、国際団体及び企業活動を行う外国人、無国籍者(以下「外国人」)は、ウズベキスタン共和国の経済裁判所に訴え出て、侵害された権利、争われている権利又は法により守られる利益の保護を求める権利を有する。

外国人は、ウズベキスタン共和国の団体及び市民と同様に、訴訟上の権利を享有し、訴訟上の義務を負う。

ウズベキスタン共和国の団体及び市民の訴訟上の権利に対する特別の制限が裁判所で許されている国家の外国人に対しては、ウズベキスタン共和国政府により、報復的制限を設定することができる。

第222条 外国人が参加する事件に関する訴訟手続

外国人が参加する事件に関する訴訟手続は、本法典に従って行われる。

第223条 外国人が参加する事件に関するウズベキスタン共和国経済裁判所の権限

ウズベキスタン共和国の経済裁判所は、被告たる団体がウズベキスタン共和国領内に位置し、又は被告たる市民が居住地をウズベキスタン共和国領内に所有している場合には、外国人の参加する事件を審理する。

ウズベキスタン共和国の経済裁判所は、以下に掲げる場合にも、外国人が参加する事件を審理する権利を有する:

- 1) 外国人の支店又は代表機関がウズベキスタン共和国領内に位置する場合;
- 2) 被告がウズベキスタン共和国領内に財産を所有する場合;
- 3) その履行がウズベキスタン共和国領内でなされなければならない場合、又は訴えがウズベキスタン共和国領内でなされた契約に端を発する場合;
- 4) 財産に対して与えられた損害の賠償についての事件で、損害賠償請求提起の根拠となった行為又は他の状況がウズベキスタン共和国領内であった場合;
- 5) 訴えがウズベキスタン共和国領内で行われた不当利得に端を発する場合;
- 6) 名誉、尊厳及び名声の保護についての事件で、

原告がウズベキスタン共和国にいる場合；

- 7) ウズベキスタン共和国の団体又は市民及び外国人の間で合意がある場合。

建造物、施設、土地の所有権の認定、非合法な所有からの建造物、施設、土地の返還請求、所有者又は合法的占有者の権利侵害の除去に関する事件は、これが所有権の奪取に関連しない場合には、建造物、施設、土地の所在地によって審理される。

輸送契約に端を発する輸送業者への訴えに関する事件は、輸送業者が複数の被告のうちの一者である場合を含み、この輸送業者の所在地により審理される。

本条に定める規則を遵守して、経済裁判所により審理のために受理された事件は、手続の過程で、事件参加者の所在地の変更又は他の状況に関連してそれが他国の裁判所の管轄となった場合でも、本質的に経済裁判所が解決する。

第224条 訴訟上の免責

経済裁判所における外国に対する訴えの提起、外国を第三者として事件に参加させること、並びに、外国に属しウズベキスタン共和国領内に位置する財産の差し押さえ、それに対する他の保全処分措置、及びこの財産に対する経済裁判所判決の強制執行手続としての取立ては、ウズベキスタン共和国の法又は国際条約により他の規定がない場合には、関係国の管轄機関の同意がある場合にのみ許される。

国際団体の訴訟上の免責は、ウズベキスタン共和国の法律及び国際条約により定められる。

第225条 同一の者の中で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関する事件の外国裁判所による審理の訴訟上の結果

ウズベキスタン共和国経済裁判所に訴えの提起がなされる前に、審理のために事件を受理した外国の管轄裁判所が、同一の者の中で、同一の対象について、かつ、同一の理由での紛争に関する事件を審理し、又はこの事件で判決を下し、それが法的効力を発した場合には、経済裁判所は、審理なしに訴えを放置し、又は事件に関する手続を打ち切る。

外国の裁判所によって採択される将来の判決若しくは採択された判決が、ウズベキスタン共和国領内において認められないもの若しくは執行すべきでないものである場合、又は関連の事件がウズベキスタン共和国経済裁判所の特別な管轄に属する場合には、このような結果は生じない。

第226条 訴訟手続の嘱託

経済裁判所は、ウズベキスタン共和国の法律又は国際条約が規定する手続により、経済裁判所に移送された個々の訴訟上の行為（召喚状及び他の文書の手交、証拠書類の受領、鑑定の実施、現場検証

等）の遂行を求める外国裁判所の嘱託を執行する。

嘱託は、以下に掲げる場合には執行されない：

- 1) 嘱託の執行がウズベキスタン共和国の主権に反し、又はウズベキスタン共和国の安全を脅かす場合；
- 2) 嘱託の執行が経済裁判所の管轄に属さない場合。

個々の訴訟上の行為の遂行を求める嘱託の執行は、ウズベキスタン共和国の国際条約により他の規定がなされていない場合には、経済裁判所によって本法典の定める手続で行われる。

経済裁判所は、所定の手続で、個々の訴訟上の行為を遂行することについての嘱託を外国の裁判所に依頼することができる。

ウズベキスタン共和国経済訴訟法典の実施手続に関するウズベキスタン共和国最高会議令

ウズベキスタン共和国最高会議は、以下の事項を決定する：

1. ウズベキスタン共和国経済訴訟法典を1998年1月1日から施行する。
2. 1998年1月1日以前にウズベキスタン共和国経済裁判所に受理され、かつ審理が行われていない事件は、ウズベキスタン共和国の新しい経済訴訟法典にしたがい審理される。
3. 企業、機関、団体及び個人企業家のステータスを有する市民の間の経済紛争を審理し、解決する条件並びに手続に関する法令は、ウズベキスタン共和国の新しい経済訴訟法典に矛盾しない部分において、1998年1月1日から効力をもつ。
4. 国の手数料徴収の率及び手続を規制する法律に変更が加えられるまでは、控訴及び破棄申し立てには、経済裁判所判決の合法性及び妥当性を確認することに関する申請の支払いのために定められた額及び手続で国の手数料が支払われる。
5. ウズベキスタン共和国大臣会議は、政府決定をウズベキスタン共和国経済訴訟法典に一致させる。
6. 司法省は、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所とともに、法令をウズベキスタン共和国経済訴訟法典に一致させる動議を3か月以内に提出する。
7. 以下のものについては、1998年1月1日から効力を失ったものと認める：

1993年9月2日付けウズベキスタン共和国法「ウズ

ベキスタン共和国経済訴訟法典の承認についての法律」(ウズベキスタン共和国最高会議公報, 1993年, 第10号, 371ページ)

1996年12月27日付けウズベキスタン共和国法「ウズベキスタン共和国の幾つかの法令への変更及び追加についての法律」第4編(ウズベキスタン共和国最高会議公報, 1997年, 第2号, 56ページ)

ウズベキスタン共和国最高会議議長 E.ハリロフ

タシケント市

1997年8月30日

第479—1号